

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2023年4月26日提出
【計算期間】	第19特定期間(自 2022年7月27日至 2023年1月26日)
【ファンド名】	米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース
【発行者名】	SBIアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅本 賢一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【事務連絡者氏名】	山下 明美
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0170
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース

米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース

ファンドの目的

高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長をめざして運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含、日本)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券 一般	年6回	北米	ファミリーファンド	あり ()
公債	(隔月)	欧州		
社債	年12回	アジア		
その他債券 クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(上 場投資信託、オブ ション))	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産(投資信託証券(上場投資信託、オプション))）と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

<商品分類の定義>

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる

資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でもご覧頂けます。

ファンドの特色

1. 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。

実質的な運用は、外国投資信託証券(以下「投資先ファンド」といいます。)を通じて行います。投資先ファンドにおいて、担保付スワップ取引を行い、それぞれの戦略に基づく投資効果を楽しめます。

2. 米国の好配当株式を主な実質的投資対象とします。

米国の好配当株式への投資は、投資先ファンドを通じてiシェアーズ 好配当株式 ETF*(以下、「米国好配当株ETF」といいます。)と同等の投資効果を楽しめます。

- * iシェアーズ 好配当株式 ETFは、米国のNYSEアーカ取引所に上場している上場投資信託(ETF)で、ダウ・ジョーンズ米国セレクト配当インデックスの価格および利回り実績と同等水準の投資成果(報酬および経費控除前)をめざして運用されています。

iシェアーズ®はブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌエイ(以下、BTC)の登録商標です。BTCあるいはその関連会社(以下、ブラックロック)は、「米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式コース/米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式&通貨コース」について出資、発行、保証、販売および販売の促進をするものではありません。またブラックロックは、「米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式コース/米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式&通貨コース」への投資について、なんら意見を表明、あるいは保証するものではなく、当ファンドにかかる業務、営業、トレーディングおよび販売に関して、一切の責任を負うものではありません。

3. 「株式コース」と「株式&通貨コース」の2つのコースがあります。

「株式コース」

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ-米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)株式クラス*への投資を通じて「米国好配当株プレミアム戦略」に基づく運用を行い、配当収益ならびにオプションプレミアムの獲得と信託財産の成長をめざします。

「株式&通貨コース」

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ-米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)株式&通貨クラス*への投資を通じて、「米国好配当株プレミアム戦略」に「通貨コレクション・プレミアム戦略」を組み合わせ、配当収益、オプションプレミアムおよび為替取引による投資効果の獲得と信託財産の成長をめざします。

※投資先ファンドである外国投資信託証券を指します。

*両コース間でスイッチングを行うことができます。

4. 毎月26日(休業日の場合、翌営業日)の決算日に収益分配方針に基づき分配を行います。

III 主な投資制限

- ・ 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・ 株式への直接投資は行いません。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

分配について

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、市況動向や基準価額的水準等によって、分配金額が大きく変動することがあり、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配金											

※上記のイメージは、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

<収益分配金に関する留意事項>

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

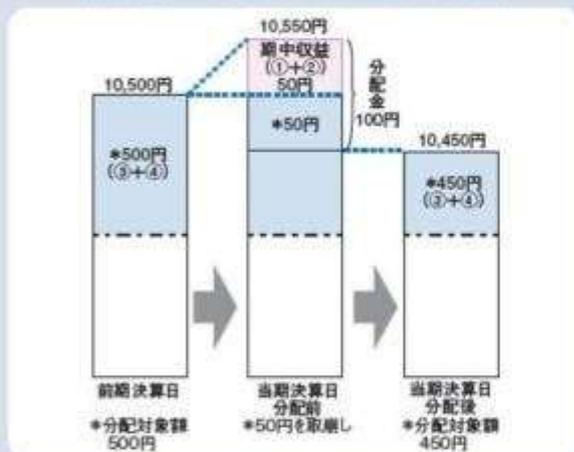
投資信託で分配金が支払われるイメージ



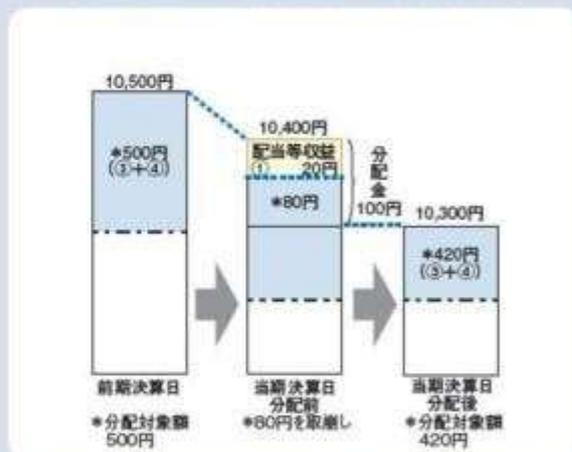
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

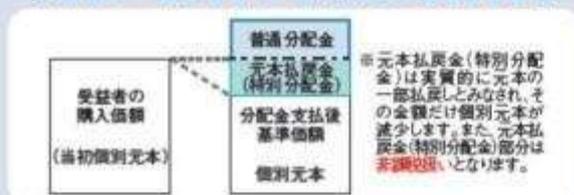


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

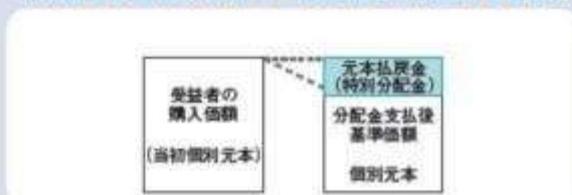
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少し(特別分配金)ます。

当ファンドのコース別戦略イメージ

- 当ファンドには、2つのコースがあります。

【株式コース】 「米国好配当株プレミアム戦略」のみの運用

【株式&通貨コース】 「米国好配当株プレミアム戦略」に「通貨コレクション・プレミアム戦略」を組み合わせた運用



※上記は、当ファンドの収益の要因を示したイメージであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

米国好配当株プレミアム戦略

米国好配当株ETFへの投資に、米国好配当株ETFにかかるコール・オプションの売りを組み合わせることにより、配当収益ならびにオプションプレミアムの獲得をめざします。

通貨コレクション・プレミアム戦略

選定通貨の買い／米ドル売りを行う為替取引と選定通貨のコール・オプション(対円)の売りを組み合わせて、為替取引からのプレミアム(金利差相当分の収益)および通貨オプション取引からのオプションプレミアムの獲得をめざします。

- 通貨専門の運用会社である「ミレニアム・グローバル・インベストメンツ社」（以下、ミレニアム・グローバル社といいます。）の助言に基づき通貨を選定します。
- 原則、月次で選定通貨ユニバースの中から、ミレニアム・グローバル社が独自に開発したファンダメンタルズ・モデル等を活用しつつ、米ドル金利に対して相対的に金利が高い6通貨が選定されます。なお、流動性も考慮するため、必ずしも相対的に利回りの高い通貨が選定されるとは限りません。
- 1通貨の構成比率は、ミレニアム・グローバル社が独自に開発したリスク指標等を活用しながら、原則として投資資産総額の4%～30%程度の範囲内で決定されます。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

投資先ファンドの関係会社

クレディ・スイス

スイスのチューリッヒを本拠地とし、プライベート・バンキング、インベストメント・バンキング、アセット・マネジメント事業をグローバルに展開しアドバイザー・サービス、包括的なソリューション等を幅広く提供しています。

クレディ・スイス・インターナショナル

金利、為替、株式、コモディティ、クレジット商品にリンクしたデリバティブ商品の取引を含む銀行業を中心に行っています。

ミレニアム・グローバル・インベストメンツ

1994年に設立された為替運用に特化した独立系運用会社です。

スイッチングについて

各ファンド間でのスイッチングを行うことができます。

スイッチングの取扱いの有無、手数料は販売会社によって異なります。また、販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合がありますので、詳しくは、販売会社にご確認ください。

株式コース



株式&通貨コース

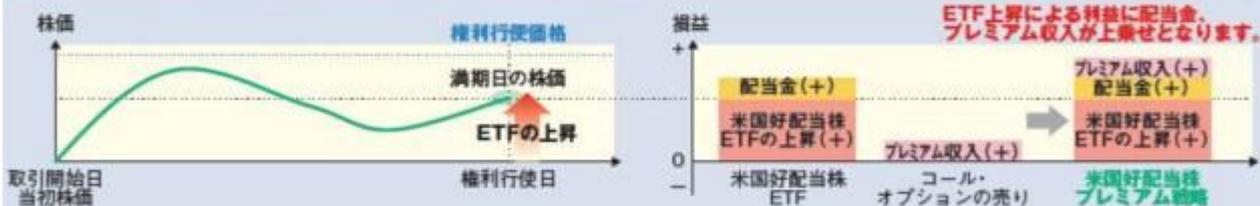
スイッチングが可能です

III 米国好配当株プレミアム戦略における損益イメージ

● オプション満期日における損益イメージ

	米国好配当株ETF	オプション取引(収益)	オプション取引(損失)	戦略効果
ケース① 米国好配当株ETFが上昇したが、権利行使価格以下の場合	価格の上昇 + 配当金	オプション プレミアム 収入		米国好配当株ETFの上昇で利益が発生し、配当とオプションプレミアム収入も受け取れる
ケース② 米国好配当株ETFが下落した場合	価格の下落 + 配当金	オプション プレミアム 収入		米国好配当株ETFの下落で損失が発生するものの、配当とオプションプレミアム収入が受け取れる
ケース③ 米国好配当株ETFが上昇し、権利行使価格以上になった場合	価格の上昇 + 配当金	オプション プレミアム 収入	オプションの 権利行使価格 を超えた部分	米国好配当株ETFの上昇で利益が発生し、配当とオプションプレミアム収入も受け取れるが、権利行使価格を上回る収益は受け取れない

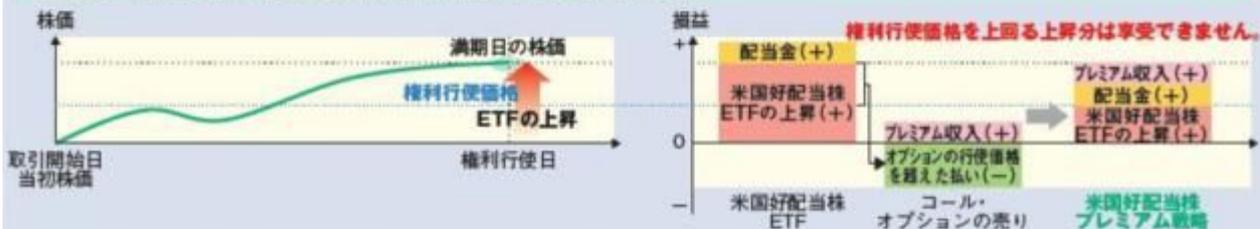
ケース① 米国好配当株ETFが上昇したが、権利行使価格以下の場合



ケース② 米国好配当株ETFが下落した場合



ケース③ 米国好配当株ETFが上昇し、権利行使価格以上になった場合



* 上記は米国好配当株プレミアム戦略に関する説明の一部であり、すべての損益を網羅したものではありません。また当ファンド全体の損益を示したものではありません。

* 上記は配当金の支払いがあった場合の損益のイメージを表したものであり、配当金の支払いは必ず行われるとは限りません。また、上図は損益のイメージを分かりやすく説明したイメージ図です。

* 上記は将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。当ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

通貨コレクション・プレミアム戦略における損益イメージ

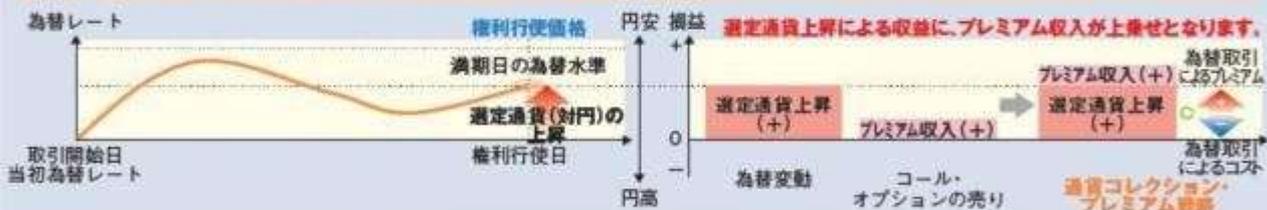
● オプション満期日における損益イメージ

	選定通貨	オプション取引(収益)	オプション取引(損失)	戦略効果
ケース① 選定通貨(対円)が上昇したが権利行使価格以下の場合	選定通貨(対円)の上昇	オプションプレミアム収入		選定通貨(対円)の上昇で利益が発生し、オプションプレミアム収入も受け取れる
ケース② 選定通貨(対円)が下落した場合	選定通貨(対円)の下落	オプションプレミアム収入		選定通貨(対円)の下落で損失が発生するものの、オプションプレミアム収入が受け取れる
ケース③ 選定通貨(対円)が上昇し、権利行使価格以上となった場合	選定通貨(対円)の上昇	オプションプレミアム収入	オプションの権利行使価格を超えた分	選定通貨(対円)の上昇で利益が発生し、オプションプレミアム収入も受け取れるが、権利行使価格を上回る収益は受け取れない

● 為替取引によるプレミアム/コスト

金利差		損益
選定通貨の短期金利	米ドルの短期金利	プレミアム(金利差相当分の収益)の発生
選定通貨の短期金利	米ドルの短期金利	コスト(金利差相当分の費用)の発生

ケース① 選定通貨(対円)が上昇したが、権利行使価格以下の場合



ケース② 選定通貨(対円)が下落した場合



ケース③ 選定通貨(対円)が上昇し、権利行使価格以上となった場合



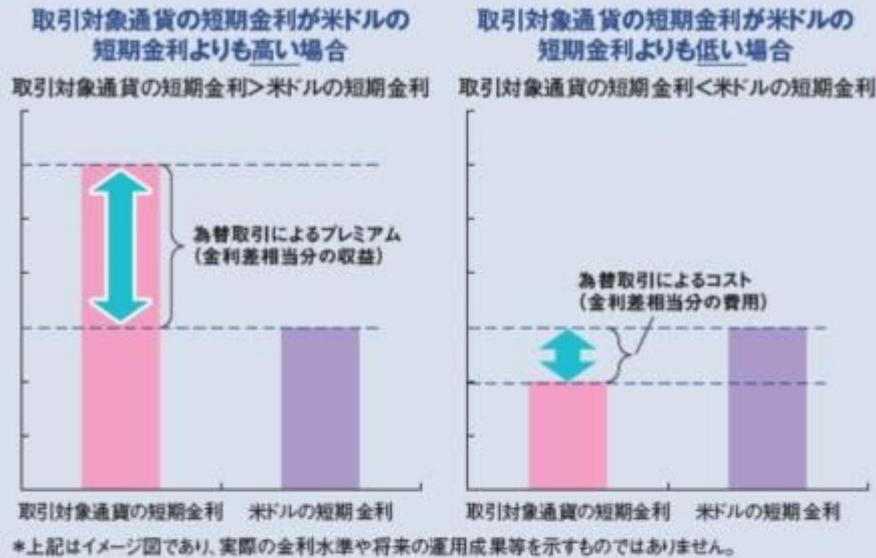
*上記は通貨コレクション・プレミアム戦略に関する説明の一部であり、すべての損益を網羅したものではありません。また当ファンド全体の損益を示したものではありません。

*上図は損益のイメージを分かりやすく説明したイメージ図です。

*上記は将来の投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。当ファンドの運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

為替取引について

● 為替取引によるイメージ

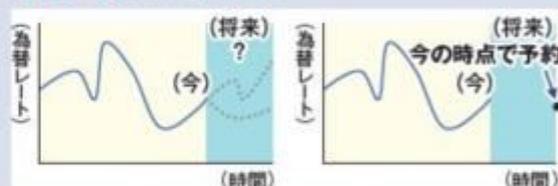


為替取引は為替予約取引やNDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引によって行います。

為替予約取引とは

- 将来の通貨の種類、実行日、金額、などの条件を定めて、金融機関と外資の決済を行う為替レートをあらかじめ取り決めておく（予約する）取引のことです。
- ただし、新興国の一部の通貨では、為替予約取引を行うことができません。それは、為替市場が先進国通貨と比較して未成熟で通貨の取引量が少なく、通貨取引に対する規制（非居住者の国外への通貨の持出し禁止など）があることが背景にあります。
(例) 中国元、インド・ルピー、ブラジル・レアル、インドネシア・ルピア、ロシア・ルーブル
- そこで活用されるのが、NDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引と呼ばれるものです。

為替予約取引の（イメージ）



NDF（ノン・デリバブル・フォワード）取引とは

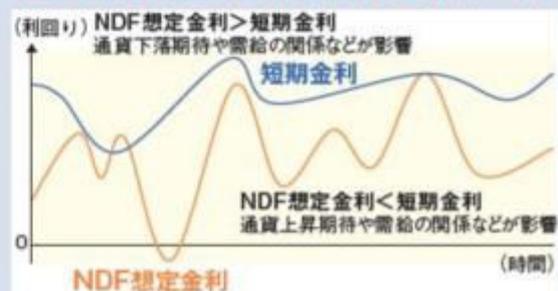
- 為替先渡取引の一種で、主に金融機関との相対で取引を行います。
- 当該通貨の受け渡しが発生せず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済されます。
- NDF取引を用いた為替取引では、通常の為替予約と比べ、市場での需給の影響などにより、NDFの取引価格から想定される金利(NDF想定金利)が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。

NDF想定金利は、通貨に対する需給や通貨の上昇期待が反映され、実際の短期金利より低くなる場合があります。その場合、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)の減少や為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)の発生により、当ファンドのパフォーマンスに影響を与えることがあります。乖離の背景は、各種規制で金融市場の自由度が高くないことから、割高や割安を是正する市場のメカニズムが十分に機能しないことなどが挙げられます。

(注) 上記はNDF取引や為替市場に関する説明の一部であり、NDF取引および為替市場について全てを網羅したものではありません。

*上記の要因以外でも、米ドルの短期金利が上昇した場合は、為替取引によるプレミアムが減少したり、為替取引によるコストが生じる可能性があります。

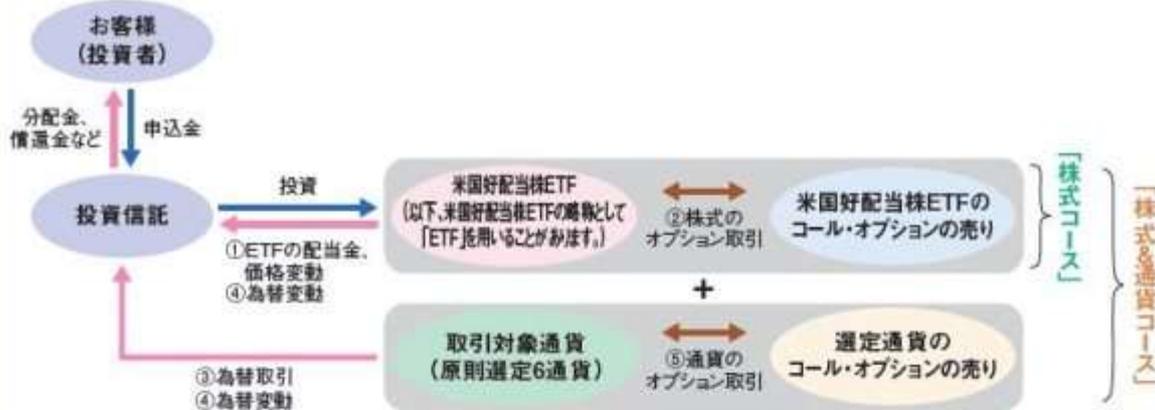
NDF想定金利と短期金利が乖離する一例（イメージ）



(注) 上記はイメージであり、すべての事象があてはまるとは限りません。また、将来の水準を予測、または示唆するものではありません。

当ファンドの収益のイメージ

当ファンドの収益イメージ図



●各コースの収益源としては、以下の要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

「株式コース」



「株式&通貨コース」



収益	・ETFの配当	・ETFのコール・オプション (売り) のプレミアム			【株式&通貨コース】 ・取引対象通貨 (対円) のコール・オプション (売り) のプレミアム
↑ その他の収益を得られるケース	ETF価格が上昇		取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利	米ドル、取引対象通貨が円に対して上昇 (円安)	
	・権利行使価格までのETF価格の上昇分 権利行使価格を上回るETF価格の上昇分		・為替取引によるプレミアム (金利差相当分の収益)	【株式コース】 ・円に対する米ドルの上昇 (円安) 分 【株式&通貨コース】 ・権利行使価格までの取引対象通貨 (対円) の上昇 (円安) 分 権利行使価格を上回る取引対象通貨の上昇 (円安) 分	
↓ 損失やコストが発生するケース	ETF価格が下落	権利行使価格を上回りETF価格が上昇	取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利	米ドル、取引対象通貨が円に対して下落 (円高)	権利行使価格を上回り取引対象通貨 (対円) が上昇 (円安)
	・ETF価格の下落分	オプションにおける支払い オプションの満期時における権利行使価格を上回るETF価格の上昇分	・為替取引によるコスト (金利差相当分の費用)	【株式コース】 ・円に対する米ドルの下落 (円高) 分 【株式&通貨コース】 ・円に対する取引対象通貨の下落 (円高) 分	オプションにおける支払い オプションの満期時における権利行使価格を上回る取引対象通貨の上昇 (円安) 分

*為替取引の対象通貨によりましては、為替取引を行う際にNDF取引を利用することがあります。NDF取引を用いて為替取引を行う場合、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)は、需給や当該通貨に対する期待値等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。

*上記は、主な収益源の要素の説明であり、全ての要素を網羅しているものではなく、将来における運用成果を予想あるいは保証するものではありません。市場動向等によりましては、上記の通りにならない場合があります。

信託金限度額

- ・各ファンド毎に、1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2013年7月31日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2023年4月 1 日

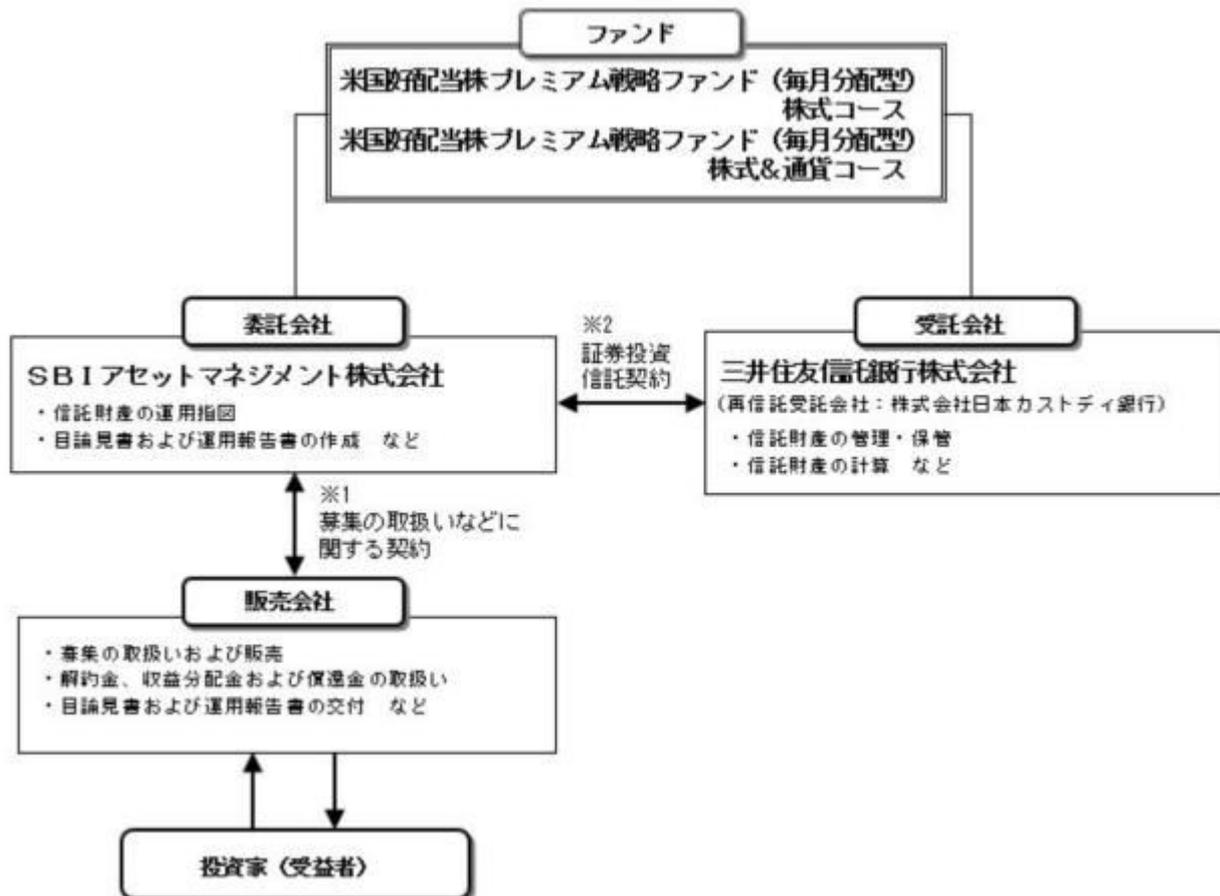
- ・ファンドの委託会社としての業務を新生インベストメント・マネジメント株式会社からSBIアセットマネジメント株式会社（2023年4月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。合併後の商号はSBIアセットマネジメント株式会社を継承）に承継

2023年7月26日

- ・信託終了（償還）予定

（3）【ファンドの仕組み】

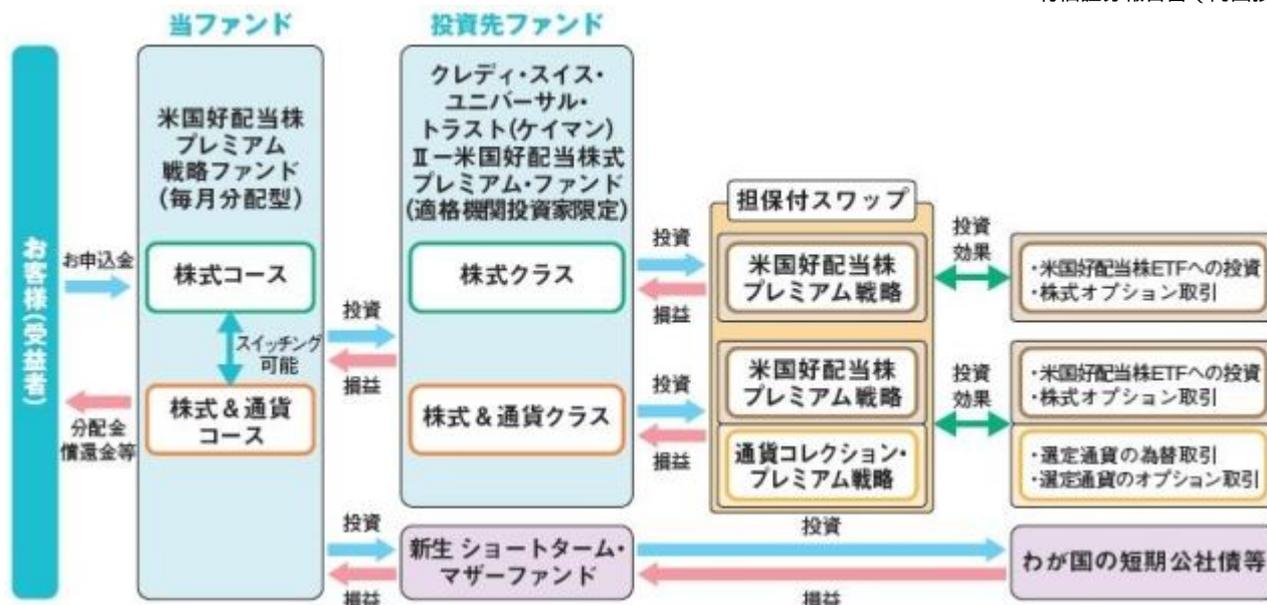
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（2023年4月1日現在）

- 1) 資本金
4億20万円
- 2) 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社(現SBIホールディングス株式会社)の主要株主であるソフトバンク株式会社(現ソフトバンクグループ株式会社)の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をSBIアセットマネジメント・グループ株式会社(SBIAMG)が、モーニングスター株式会社より取得しました。SBIAMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBI債券・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022年10月1日には、モーニングスター株式会社がSBIAMGを吸収合併したことにより、モーニングスター株式会社は過半数を超える筆頭株主となりました。なお、同社は2023年3月30日に、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2023年4月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をしました。なお、合併後の商号はSBIアセットマネジメント株式会社を継承しました。

1986年 8 月29 日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987年 2 月20 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
1987年 9 月 9 日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条 1 項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
2000年11 月28 日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可

2001年 1 月 4 日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更
2002年 5 月 1 日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスピーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年 7 月 1 日	SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年 9 月30 日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）
2022年 8 月 1 日	SBIアセットマネジメント株式会社、SBI債券・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。
2023年 4 月 1 日	SBIアセットマネジメント株式会社は、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。合併後の商号はSBIアセットマネジメント株式会社を継承。

3) 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,335,066株	94.8%
PIMCO ASIA LIMITED	Suite 2201,22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street,Central,Hong Kong	29,507株	2.1%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース>

ケイマン籍円建て外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II 米国好配当株プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式クラス」受益証券（以下、「投資先ファンド（株式クラス）」といいます。）を通じて、実質的にiシェアーズ 好配当株 E T F（以下、「米国好配当株 E T F」といいます。）への投資と米国好配当株 E T F にかかるコール・オプションの売却を組み合わせた「米国好配当株プレミアム戦略」を活用することにより、配当収益ならびにオプションプレミアムの獲得と信託財産の成長をめざします。

当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

投資先ファンド（株式クラス）への投資は、原則として、高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建て資産について、原則として、為替ヘッジを行いません。

資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

<米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース>

ケイマン籍円建て外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）II - 米国好配当株プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式&通貨クラス」受益証券（以下、「投資先ファンド（株式&通貨クラス）」といいます。）を通じて、実質的に米国好配当株 E T F への投資と米国好配当株 E T F にかかるコール・オプションの売却を組み合わせた「米国好配当株プレミアム戦略」に加え、米ドル売り/複数の通貨買いの為替取引および当該通貨（対円）にかかるコール・オプションの売却を行う「通貨コレクション・プレミアム戦略」を活用することにより、配当収益、オプションプレミアムおよび為替取引からの投資効果と信託財産の成長をめざします。

当該外国投資信託は、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

投資先ファンド（株式&通貨クラス）への投資は、原則として、高位を維持することを基本としま

す。

実質組入外貨建て資産について、原則として、為替ヘッジを行いません。

資金動向や市場動向等の事情によって、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

<米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース>

投資先ファンド（株式クラス）および証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- ・次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（上記イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

- ・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、投資先ファンド（株式クラス）および「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

３．外国法人が発行する譲渡性預金証書

４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第１号から第４号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース>

投資先ファンド（株式&通貨クラス）および証券投資信託である「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

- ・次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（上記イ．に掲げるものに該当するものを除きます。）

- ・次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託者は、信託金を、主として、投資先ファンド（株式&通貨クラス）および「新生 ショートターム・マザーファンド」受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

- 2.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- 3.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資先ファンドの概要

- 1) クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) II - 米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)株式クラス
クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) II - 米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)株式&通貨クラス

ファンド名	(株式コース) クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) II - 米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)株式クラス(以下、「株式クラス」といいます。) (株式&通貨コース) クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) II - 米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)株式&通貨クラス(以下、「株式&通貨クラス」といいます。)
形態	ケイマン籍円建て外国投資信託受益証券(契約型投資信託)
運用の基本方針	<株式クラス> 主として担保付スワップ取引を通じて、実質的にiシェアーズ 好配当株式 ETFへの投資と当該ファンドのコール・オプションの売却を組み合わせた戦略を活用することにより、配当収益ならびにオプションプレミアムの獲得と中長期的な信託財産の成長をめざします。 <株式&通貨クラス> 主として担保付スワップ取引を通じて、実質的にiシェアーズ 好配当株式 ETFへの投資と当該ファンドのコール・オプションの売却を組み合わせた戦略、ならびに原則として、米ドル売り/選定通貨買いの為替取引および当該選定通貨(対円)にかかるコール・オプションの売却を行う戦略を加えることにより、配当収益、オプションプレミアムならびに為替取引からの投資効果の獲得と、中長期的な信託財産の成長をめざします。
主な投資制限	<株式クラス/株式&通貨クラス> ETFおよびオプションへの直接投資は行いません。 有価証券の空売りは行いません。 原則として、純資産総額の10%を超えて借入れを行いません。
分配方針	原則として、毎月分配を行います。

運用管理報酬	<p><株式クラス> 年0.50%</p> <p><株式&通貨クラス> 年0.64%</p> <p>上記には、受託会社費用、管理事務代行費用、保管銀行費用、監査費用などを含みます。また、株式&通貨クラスでは、通貨助言会社への報酬も含みます。ただし、上記以外に証券取引・オプション取引等に伴う手数料がかかります。</p>
管理会社	クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド
通貨助言会社	ミレニアム・グローバル・インベストメンツ・リミテッド

2) 新生 ショートターム・マザーファンド

ファンド名	新生 ショートターム・マザーファンド
商品分類	親投資信託(マザーファンド)
運用の基本	わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
投資態度	主としてわが国の短期公社債および短期金融商品に投資を行い、利子等収益の確保を図ります。
主な投資制限	<p>外貨建て資産への投資は行いません。</p> <p>先物取引等は価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避するため行うことができます。</p> <p>スワップ取引は金利変動リスクを回避するため行うことができます。</p>
設定日	2006年12月27日(水)
信託期間	無期限とします。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
決算日	原則として、毎年12月10日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
収益分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	かかりません。
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

(3) 【運用体制】

SBIアセットマネジメント株式会社

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト(5~7名程度)による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規定の運用部門の長とします。

運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役(1~3名)、最高運用責任者、運用部長(1名)及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

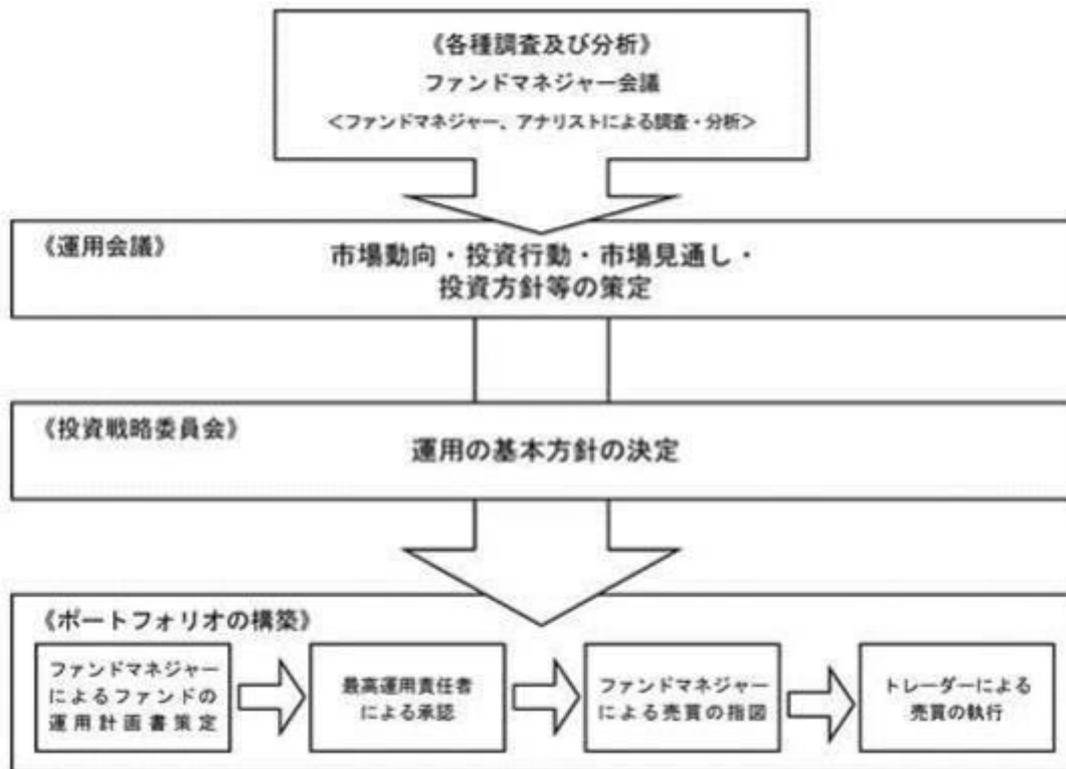
投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（6名程度）、「組合投資委員会」（6名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス部長がファンドに係る意思決定を監督します。

< 受託会社に対する管理体制 >

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、2023年4月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、市況動向や基準価額水準等によって分配金額が大きく変動することがあり、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行いません。

収益分配金の支払い

< 自動けいぞく投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けい

ぞく投資契約^{*}を締結します。

*：当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

<一般コース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（5）【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- 2) 投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- 3) 株式への直接投資は行いません。
- 4) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 5) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 6) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 7) 資金の借入れ
 1. 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- 8) 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 9) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は

預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

価格変動リスク

当ファンドは、投資先ファンドにおけるスワップ取引等を通じて実質的に株式に投資します。一般的に株式の価格は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等により変動します。また発行企業が経営不安となった場合などは大きく下落したり、倒産等に陥った場合などは無価値となる場合もあります。実質的に組み入れた株式の価格の下落は基準価額が下がる要因となり、その結果投資元本を割込むことがあります。

オプション取引におけるリスク

（株式コース）

オプションプレミアムは、米国好配当株ETFの価格水準、価格変動率、権利行使価格、満期までの行使期間、配当金額、あるいは市場における金利水準等の様々な要因によって決定されます。オプション売却時の市場環境によっては、目標としているプレミアム収入を獲得できない場合があります。

オプションの対象資産である米国好配当株ETFの価格や価格変動率が上昇した場合などに、売却したコール・オプションの評価額が上昇することから損失を被ることがあります。

権利行使日において、売却したコール・オプションの権利行使価格を超えて、対象資産の価格が上昇した場合、権利行使に伴う支払いが発生します。この支払いにより、米国好配当株ETFのみに投資した場合と比べ投資成果が劣る可能性があります。

（株式&通貨コース）

オプションプレミアムは、米国好配当株ETFの価格水準や価格変動率、選定通貨の対円為替レートの水準や変動率、権利行使価格、満期までの行使期間、あるいは市場における金利水準等の様々な要因によって決定されます。オプション売却時の市場環境によっては、目標としているプレミアム収入を獲得できない場合があります。

オプションの対象資産である米国好配当株ETFの価格や価格変動率が上昇した場合や選定通貨の対円為替レートが上昇（円安）したり、為替レートの変動率が上昇した場合などに、売却したコール・オプションの評価額が上昇することから損失を被ることがあります。

権利行使日において、売却したコール・オプションの権利行使価格を超えて、米国好配当株ETFの価格や選定通貨の対円為替レートが上昇（円安）した場合、権利行使に伴う支払いが発生します。この支払いにより、米国好配当株ETFのみに投資した場合と比べ投資成果が劣る可能性があります。

為替変動リスク

（株式コース） / （株式&通貨コース）

当ファンドは、投資先ファンドにおけるスワップ取引等を通じて、外貨建て資産に投資しますので、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受け、基準価額が大きく変動し、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、実質的に組み入れた有価証券等の価格が表示通貨建てでは値上がりしていても、その通貨に対して円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。為替レートは、各国の経済・金利動向、金融・資本政策、為替市場の動向など様々な要因で変動します。

（株式&通貨コース）

当ファンドの投資先ファンドでは、実質的に米ドルを売り、選定通貨を買う取引を行います。この結果、当ファンドは、選定通貨の対円での為替レートの変動の影響を受けます。選定通貨に対して、円が高くなった場合は円建ての評価額が下がり、基準価額が下落する場合があります。

選定通貨の金利が米ドル金利より低い場合には、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が発生し、基準価額が下落することがあります。

担保付スワップ取引にかかわるリスク

当ファンドの投資先ファンドにおけるスワップ取引は、ファンド資産の全額を証拠金として相手方に差し入れ、米国好配当株ETFと通貨のプレミアム戦略の投資成果を享受する契約のため、スワップ取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産等により、当初の契約どおり取引を実行できず損失を被るリスクがあります。

また、投資先ファンドは、スワップ取引の相手方が現実取引する米国好配当株ETFやオプション取引について何れの権利も有していません。

加えて、投資先ファンドにおいては、スワップ取引の相手方から日々当該外国投資信託証券の純資産相当額の担保を受け取ることで、スワップ取引の相手方の信用リスクの低減を図りますが、スワップ取引の相手方に倒産や契約不履行、その他不測の事態が生じた場合には、運用の継続が困難となり将来の投資成果を享受することが不可能であったり、担保を処分する際に想定した価格で処分できないなど、損失を被る場合があります。

流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等により、当該有価証券等の流動性は大きく影響されます。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることがあり、デリバティブ等の決済の場合には反対売買が困難になるなど、これらの場合には、ファンドの基準価額が下落する要因になります。

その他の留意点

- 1) 金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。
- 2) 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 3) 投資信託に関する法令、税制、会計制度などの変更によって、投資信託の受益者が不利益を被るリスクがあります。
- 4) 当ファンドの基準価額は、組入れた投資信託証券の価格が、当該投資信託証券が保有する資産の評価額の変更等によって修正されたことにより訂正される場合や、当該国・地域等の法令等の基準等に基づき当該投資信託証券の価格訂正が行われない場合があります。
- 5) ファンドの純資産総額が一定の規模を下回った場合等、信託を終了させる場合があります。
- 6) 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 7) 分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の利子等収入および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、受益者の個別元本によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

(2) リスク管理体制

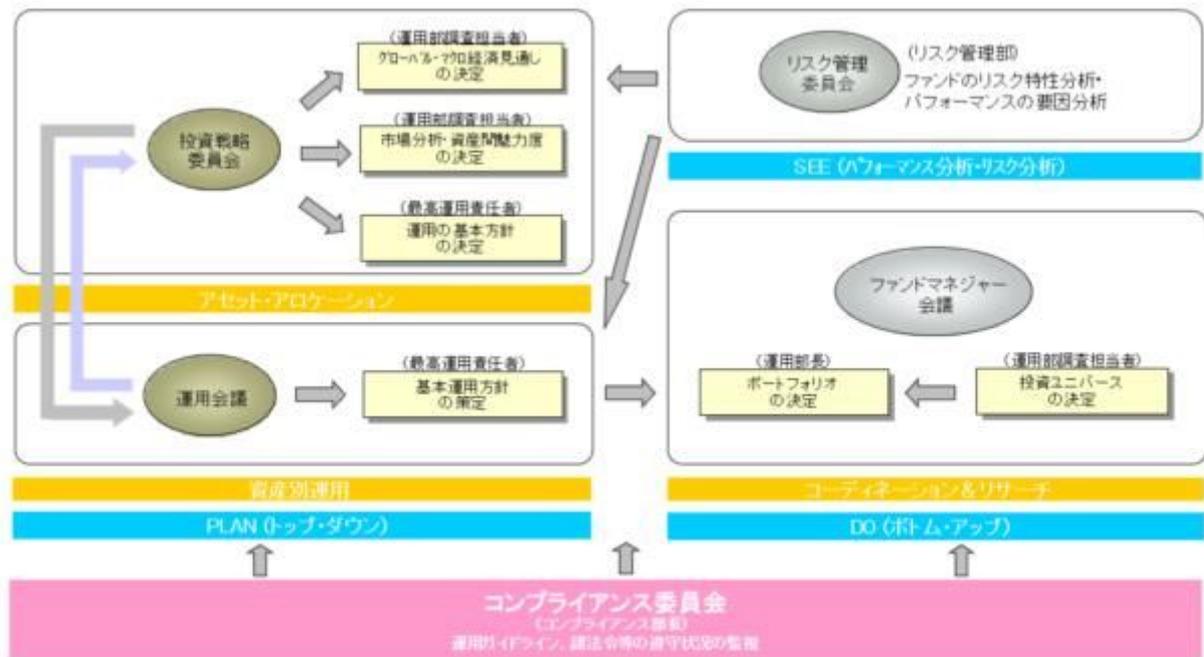
SBIアセットマネジメント株式会社

運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会を設けて行っております。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

最高運用責任者による統括



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 運用の基本方針 市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 市場動向 今月の投資行動 市場見通し 今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
リスク管理委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月1回	常勤取締役及びコンプライアンス部長をもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長は、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家(弁護士)を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

上記体制は、2023年4月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料率およびスイッチング手数料率につきましては、販売会社が定めるものとします。

申込手数料

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%(税抜3.5%)が上限となっております。
- ・詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
- ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・<自動けいぞく投資コース>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価です。

スイッチング手数料

株式コースおよび株式&通貨コース間においては、スイッチングが可能です。スイッチング手数料およびスイッチングのお取り扱いの有無などは販売会社により異なりますので、詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

スイッチング手数料は、当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、スイッチングに関する事務手続き等の対価です。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

<米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式コース>

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額(1口当たり)が差し引かれます。

<米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式&通貨コース>

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額(1口当たり)が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率(年率)<純資産総額に対し>

当ファンド	1.353% (税抜1.23%)	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 ファンドの純資産総額に対し、左記の率を乗じて得た額が日々計上されます。
投資対象とする投資信託証券	株式コース 0.50%	運用管理等の対価です。
	株式 & 通貨コース 0.64%	通貨助言および運用管理等の対価です。
実質的負担	株式コース 1.853%程度(税込) 株式 & 通貨コース 1.993%程度(税込)	

- ・株式コースの投資先ファンドの運用報酬(純資産総額に対して年率0.50%)を加えた実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値は、年1.853%程度です。
 - ・株式 & 通貨コースの投資先ファンドの運用報酬(純資産総額に対して年率0.64%)を加えた実質的な信託(運用)報酬(税込・年率)の概算値は、年1.993%程度です。
- 投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - (2) 投資対象」 - 「投資先ファンドの概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率(年率)	合計	役務の内容
	1.353% (1.23%)	
委託会社	0.440% (0.40%)	委託した資金の運用の対価です。
販売会社	0.880% (0.80%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価です。
受託会社	0.033% (0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

括弧内は税抜です。

支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する諸経費、諸費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。(ただし、これらに限定されるものではありません。)

- 株式等の売買委託手数料
- 外貨建資産の保管費用
- 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- 信託財産に関する租税
- 信託財産に係る監査費用等
- その他信託事務の処理等に要する諸費用(法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)

(a) から (d) 記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、(e) 記載の費用に関しては、監査に係る手数料等(各ファンド年額682,000円(税込))が日々計上され、毎計算期末または信託終了の時にファンドから監査法人に支払われます。

(f) 記載の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて日々計上され、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。ただし、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。

また、投資先ファンドにおいて組入有価証券およびオプションの取引に関して、発注先証券会社等に支

払う手数料が別途投資先ファンドから支払われます。

その他の手数料等につきましては、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益(譲渡益)^{*}については譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座(源泉徴収選択口座)を選択している場合は、20.315%(所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収(原則として、確定申告は不要です。)が行なわれます。

^{*}解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)、普通分配金および特定公社債等の利子所得(申告分離課税を選択したものに限り)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

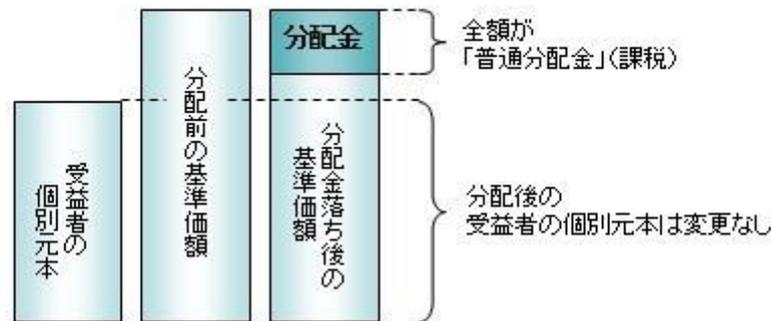
1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

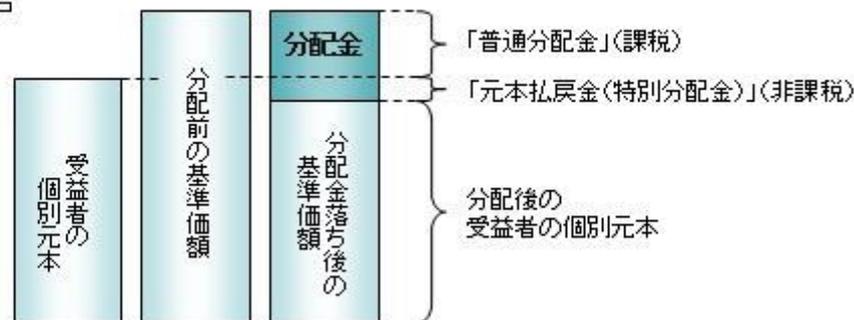
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2023年1月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース】

以下の運用状況は2023年1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	193,588,325	95.94
親投資信託受益証券	日本	994,990	0.49
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		7,199,328	3.57
合計(純資産総額)		201,782,643	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益 証券	US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only) Equity Class	30,057.312	6,397.6	192,296,643	6,440.64	193,588,325	95.94
日本	親投資信託受 益証券	新生 ショートターム・マザーファン ド	982,125	1.0131	994,990	1.0131	994,990	0.49

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	95.94
親投資信託受益証券	0.49
合計	96.43

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2014年 1月27日)	278	281	0.9626	0.9726
第2特定期間末 (2014年 7月28日)	585	591	0.9560	0.9660
第3特定期間末 (2015年 1月26日)	484	489	1.0452	1.0552
第4特定期間末 (2015年 7月27日)	414	418	1.0132	1.0232
第5特定期間末 (2016年 1月26日)	372	376	0.8885	0.8985
第6特定期間末 (2016年 7月26日)	310	313	0.8380	0.8480
第7特定期間末 (2017年 1月26日)	335	339	0.8568	0.8668
第8特定期間末 (2017年 7月26日)	309	313	0.7963	0.8063
第9特定期間末 (2018年 1月26日)	273	276	0.7556	0.7656
第10特定期間末 (2018年 7月26日)	257	259	0.7313	0.7393
第11特定期間末 (2019年 1月28日)	232	234	0.6582	0.6652

第12特定期間末	(2019年 7月26日)	241	243	0.6545	0.6590
第13特定期間末	(2020年 1月27日)	203	204	0.6386	0.6426
第14特定期間末	(2020年 7月27日)	161	162	0.4891	0.4921
第15特定期間末	(2021年 1月26日)	199	200	0.5280	0.5310
第16特定期間末	(2021年 7月26日)	198	199	0.5840	0.5870
第17特定期間末	(2022年 1月26日)	197	198	0.6060	0.6090
第18特定期間末	(2022年 7月26日)	215	216	0.7008	0.7038
第19特定期間末	(2023年 1月26日)	200	201	0.6460	0.6490
	2022年 1月末日	198		0.6173	
	2月末日	200		0.6199	
	3月末日	222		0.6779	
	4月末日	223		0.6978	
	5月末日	218		0.7069	
	6月末日	220		0.7020	
	7月末日	212		0.6961	
	8月末日	213		0.6948	
	9月末日	201		0.6545	
	10月末日	219		0.7064	
	11月末日	208		0.6759	
	12月末日	201		0.6497	
	2023年 1月末日	201		0.6500	

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2013年 7月31日～2014年 1月27日	0.0600
第2特定期間	2014年 1月28日～2014年 7月28日	0.0600
第3特定期間	2014年 7月29日～2015年 1月26日	0.0600
第4特定期間	2015年 1月27日～2015年 7月27日	0.0600
第5特定期間	2015年 7月28日～2016年 1月26日	0.0600
第6特定期間	2016年 1月27日～2016年 7月26日	0.0600
第7特定期間	2016年 7月27日～2017年 1月26日	0.0600
第8特定期間	2017年 1月27日～2017年 7月26日	0.0600
第9特定期間	2017年 7月27日～2018年 1月26日	0.0600
第10特定期間	2018年 1月27日～2018年 7月26日	0.0480
第11特定期間	2018年 7月27日～2019年 1月28日	0.0420
第12特定期間	2019年 1月29日～2019年 7月26日	0.0270
第13特定期間	2019年 7月27日～2020年 1月27日	0.0240
第14特定期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	0.0190
第15特定期間	2020年 7月28日～2021年 1月26日	0.0180

第16特定期間	2021年 1月27日～2021年 7月26日	0.0180
第17特定期間	2021年 7月27日～2022年 1月26日	0.0180
第18特定期間	2022年 1月27日～2022年 7月26日	0.0180
第19特定期間	2022年 7月27日～2023年 1月26日	0.0180

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2013年 7月31日～2014年 1月27日	2.26
第2特定期間	2014年 1月28日～2014年 7月28日	5.55
第3特定期間	2014年 7月29日～2015年 1月26日	15.61
第4特定期間	2015年 1月27日～2015年 7月27日	2.68
第5特定期間	2015年 7月28日～2016年 1月26日	6.39
第6特定期間	2016年 1月27日～2016年 7月26日	1.07
第7特定期間	2016年 7月27日～2017年 1月26日	9.40
第8特定期間	2017年 1月27日～2017年 7月26日	0.06
第9特定期間	2017年 7月27日～2018年 1月26日	2.42
第10特定期間	2018年 1月27日～2018年 7月26日	3.14
第11特定期間	2018年 7月27日～2019年 1月28日	4.25
第12特定期間	2019年 1月29日～2019年 7月26日	3.54
第13特定期間	2019年 7月27日～2020年 1月27日	1.24
第14特定期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	20.44
第15特定期間	2020年 7月28日～2021年 1月26日	11.63
第16特定期間	2021年 1月27日～2021年 7月26日	14.02
第17特定期間	2021年 7月27日～2022年 1月26日	6.85
第18特定期間	2022年 1月27日～2022年 7月26日	18.61
第19特定期間	2022年 7月27日～2023年 1月26日	5.25

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2013年 7月31日～2014年 1月27日	366,835,104	77,233,407
第2特定期間	2014年 1月28日～2014年 7月28日	388,901,262	66,306,075
第3特定期間	2014年 7月29日～2015年 1月26日	167,972,345	316,239,315
第4特定期間	2015年 1月27日～2015年 7月27日	158,260,601	212,732,992
第5特定期間	2015年 7月28日～2016年 1月26日	79,801,348	70,052,866
第6特定期間	2016年 1月27日～2016年 7月26日	28,682,167	77,800,943
第7特定期間	2016年 7月27日～2017年 1月26日	73,508,378	51,925,432

第8特定期間	2017年 1月27日～2017年 7月26日	79,063,235	82,028,148
第9特定期間	2017年 7月27日～2018年 1月26日	39,074,761	66,362,475
第10特定期間	2018年 1月27日～2018年 7月26日	43,637,021	53,493,344
第11特定期間	2018年 7月27日～2019年 1月28日	100,121,696	98,488,135
第12特定期間	2019年 1月29日～2019年 7月26日	59,252,314	43,349,320
第13特定期間	2019年 7月27日～2020年 1月27日	56,171,414	107,141,075
第14特定期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	48,851,089	37,085,687
第15特定期間	2020年 7月28日～2021年 1月26日	78,857,598	31,756,071
第16特定期間	2021年 1月27日～2021年 7月26日	54,473,240	91,294,298
第17特定期間	2021年 7月27日～2022年 1月26日	29,059,413	43,320,731
第18特定期間	2022年 1月27日～2022年 7月26日	43,094,313	61,407,745
第19特定期間	2022年 7月27日～2023年 1月26日	25,152,313	22,456,928

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース】

以下の運用状況は2023年 1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	901,996,237	96.49
親投資信託受益証券	日本	11,892,762	1.27
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		20,911,809	2.24
合計(純資産総額)		934,800,808	100.00

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only) Equity and Currency Class	665,925.609	1,346.4	896,615,558	1,354.5	901,996,237	96.49
日本	親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	11,738,982	1.0131	11,892,762	1.0131	11,892,762	1.27

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	96.49

親投資信託受益証券	1.27
合計	97.76

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2014年 1月27日)	1,233	1,261	0.8658	0.8858
第2特定期間末 (2014年 7月28日)	2,528	2,586	0.8689	0.8889
第3特定期間末 (2015年 1月26日)	3,785	3,884	0.7663	0.7863
第4特定期間末 (2015年 7月27日)	3,298	3,404	0.6248	0.6448
第5特定期間末 (2016年 1月26日)	2,268	2,340	0.4388	0.4528
第6特定期間末 (2016年 7月26日)	3,206	3,311	0.4308	0.4448
第7特定期間末 (2017年 1月26日)	4,073	4,174	0.4052	0.4152
第8特定期間末 (2017年 7月26日)	4,476	4,598	0.3683	0.3783
第9特定期間末 (2018年 1月26日)	5,617	5,785	0.3334	0.3434
第10特定期間末 (2018年 7月26日)	4,653	4,769	0.2814	0.2884
第11特定期間末 (2019年 1月28日)	3,634	3,727	0.2332	0.2392
第12特定期間末 (2019年 7月26日)	2,791	2,827	0.2301	0.2331
第13特定期間末 (2020年 1月27日)	2,454	2,488	0.2174	0.2204
第14特定期間末 (2020年 7月27日)	1,518	1,528	0.1501	0.1511
第15特定期間末 (2021年 1月26日)	1,541	1,550	0.1766	0.1776
第16特定期間末 (2021年 7月26日)	1,420	1,428	0.1907	0.1917
第17特定期間末 (2022年 1月26日)	1,122	1,129	0.1756	0.1766
第18特定期間末 (2022年 7月26日)	1,040	1,046	0.1695	0.1705
第19特定期間末 (2023年 1月26日)	932	937	0.1642	0.1652
2022年 1月末日	1,147		0.1792	
2月末日	1,145		0.1808	
3月末日	1,154		0.1832	
4月末日	1,091		0.1749	
5月末日	1,170		0.1818	
6月末日	1,062		0.1730	

7月末日	1,046		0.1705
8月末日	1,040		0.1703
9月末日	927		0.1528
10月末日	1,010		0.1667
11月末日	998		0.1656
12月末日	928		0.1619
2023年 1月末日	934		0.1651

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	2013年 7月31日～2014年 1月27日	0.1200
第2特定期間	2014年 1月28日～2014年 7月28日	0.1200
第3特定期間	2014年 7月29日～2015年 1月26日	0.1200
第4特定期間	2015年 1月27日～2015年 7月27日	0.1200
第5特定期間	2015年 7月28日～2016年 1月26日	0.0960
第6特定期間	2016年 1月27日～2016年 7月26日	0.0840
第7特定期間	2016年 7月27日～2017年 1月26日	0.0680
第8特定期間	2017年 1月27日～2017年 7月26日	0.0600
第9特定期間	2017年 7月27日～2018年 1月26日	0.0600
第10特定期間	2018年 1月27日～2018年 7月26日	0.0420
第11特定期間	2018年 7月27日～2019年 1月28日	0.0360
第12特定期間	2019年 1月29日～2019年 7月26日	0.0180
第13特定期間	2019年 7月27日～2020年 1月27日	0.0180
第14特定期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	0.0070
第15特定期間	2020年 7月28日～2021年 1月26日	0.0060
第16特定期間	2021年 1月27日～2021年 7月26日	0.0060
第17特定期間	2021年 7月27日～2022年 1月26日	0.0060
第18特定期間	2022年 1月27日～2022年 7月26日	0.0060
第19特定期間	2022年 7月27日～2023年 1月26日	0.0060

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1特定期間	2013年 7月31日～2014年 1月27日	1.42
第2特定期間	2014年 1月28日～2014年 7月28日	14.22
第3特定期間	2014年 7月29日～2015年 1月26日	2.00
第4特定期間	2015年 1月27日～2015年 7月27日	2.81
第5特定期間	2015年 7月28日～2016年 1月26日	14.40
第6特定期間	2016年 1月27日～2016年 7月26日	17.32

第7特定期間	2016年 7月27日～2017年 1月26日	9.84
第8特定期間	2017年 1月27日～2017年 7月26日	5.70
第9特定期間	2017年 7月27日～2018年 1月26日	6.82
第10特定期間	2018年 1月27日～2018年 7月26日	3.00
第11特定期間	2018年 7月27日～2019年 1月28日	4.34
第12特定期間	2019年 1月29日～2019年 7月26日	6.39
第13特定期間	2019年 7月27日～2020年 1月27日	2.30
第14特定期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	27.74
第15特定期間	2020年 7月28日～2021年 1月26日	21.65
第16特定期間	2021年 1月27日～2021年 7月26日	11.38
第17特定期間	2021年 7月27日～2022年 1月26日	4.77
第18特定期間	2022年 1月27日～2022年 7月26日	0.06
第19特定期間	2022年 7月27日～2023年 1月26日	0.41

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1特定期間	2013年 7月31日～2014年 1月27日	1,652,618,616	227,971,362
第2特定期間	2014年 1月28日～2014年 7月28日	2,124,960,372	640,202,611
第3特定期間	2014年 7月29日～2015年 1月26日	3,686,441,350	1,655,987,231
第4特定期間	2015年 1月27日～2015年 7月27日	3,166,522,540	2,827,063,810
第5特定期間	2015年 7月28日～2016年 1月26日	1,934,856,234	2,045,156,961
第6特定期間	2016年 1月27日～2016年 7月26日	3,539,496,905	1,263,779,729
第7特定期間	2016年 7月27日～2017年 1月26日	5,597,826,623	2,988,265,448
第8特定期間	2017年 1月27日～2017年 7月26日	6,540,640,165	4,440,106,124
第9特定期間	2017年 7月27日～2018年 1月26日	9,413,898,446	4,722,341,194
第10特定期間	2018年 1月27日～2018年 7月26日	4,358,952,480	4,667,664,794
第11特定期間	2018年 7月27日～2019年 1月28日	2,842,808,807	3,796,585,180
第12特定期間	2019年 1月29日～2019年 7月26日	1,303,582,276	4,753,850,997
第13特定期間	2019年 7月27日～2020年 1月27日	1,215,151,607	2,056,454,353
第14特定期間	2020年 1月28日～2020年 7月27日	1,159,962,409	2,339,634,656
第15特定期間	2020年 7月28日～2021年 1月26日	297,957,307	1,681,893,656
第16特定期間	2021年 1月27日～2021年 7月26日	194,715,746	1,473,152,510
第17特定期間	2021年 7月27日～2022年 1月26日	917,222,469	1,972,842,962
第18特定期間	2022年 1月27日～2022年 7月26日	334,797,201	593,492,162
第19特定期間	2022年 7月27日～2023年 1月26日	122,461,949	579,967,185

(注)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

以下の運用状況は2023年 1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	19,803,564	74.23
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		6,875,236	25.77
合計(純資産総額)		26,678,800	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第1126回国庫 短期証券	19,800,000	100.04	19,809,464	100.01	19,803,564		2023/3/20	74.23

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	74.23
合計	74.23

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、<自動けいぞく投資コース>と<一般コース>の2通りがあります。
ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

<自動けいぞく投資コース>

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

<一般コース>

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
- ・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
販売会社によっては、スイッチングが行えない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

各ファンドは、2023年7月26日をもって信託期間が終了いたします。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨークの証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< SBIアセットマネジメント株式会社 >

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

各ファンドは、2023年7月26日をもって信託期間が終了いたします。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨークの証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

< 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース >

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

< 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース >

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< SBIアセットマネジメント株式会社 >

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】**(1) 【資産の評価】**

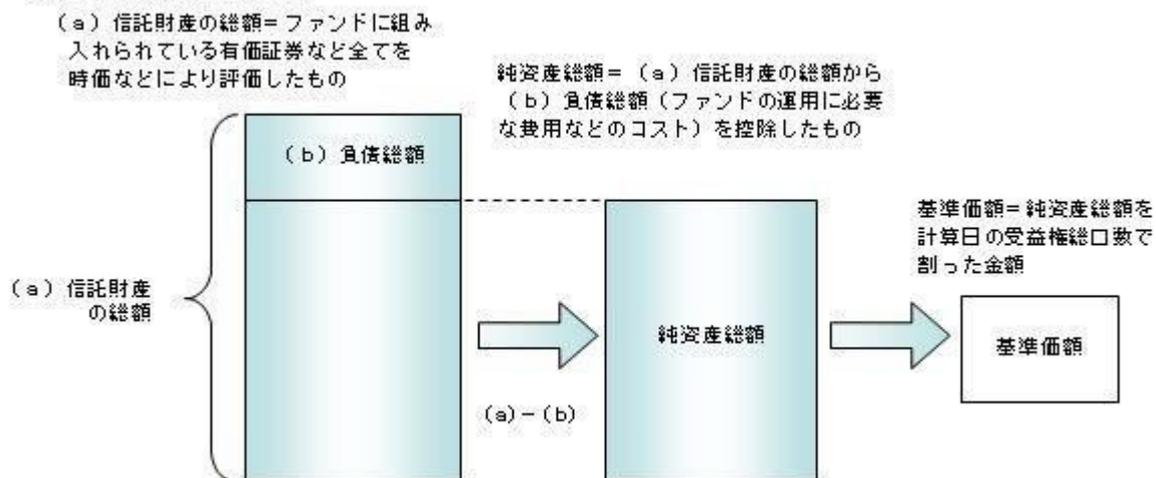
基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たり

に換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >



有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< SBIアセットマネジメント株式会社 >

電話番号 03 - 6229 - 0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <http://www.sbi-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2023年7月26日までとします（2013年7月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎月27日から翌月26日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - 受益者の解約により各ファンド毎の受益権の口数が5億口を下回るようになった場合
 - iシェアーズ 好配当株式ETFが上場廃止となったとき

八) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

二) やむを得ない事情が発生したとき

2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）

二) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

信託約款の変更など

1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める併合を除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

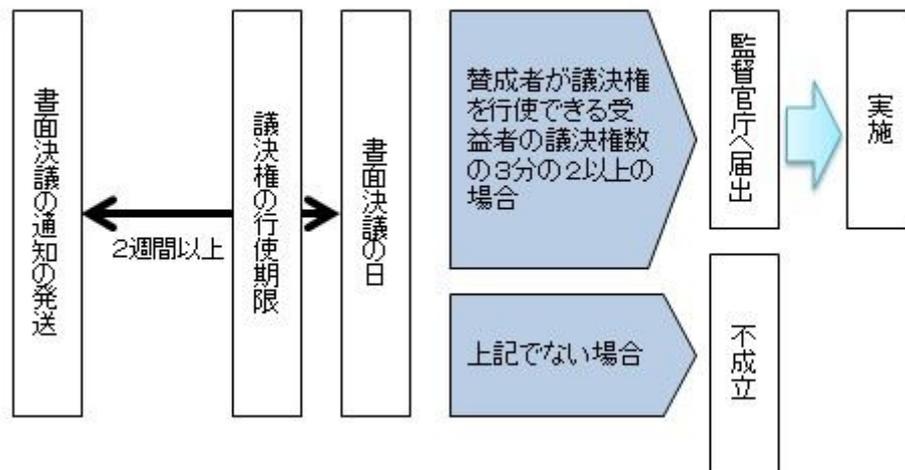
2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

<書面決議の主な流れ>



公告

- 1) 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.sbi-am.co.jp/>
- 2) 1)の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を原則として知れている受益者に対して交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月(特定期間)ごとに作成していません。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19特定期間(令和4年7月27日から令和5年1月26日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる監査を受けていません。

1【財務諸表】

【米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第18特定期間 (令和 4年 7月26日現在)	第19特定期間 (令和 5年 1月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,659,654	8,379,767
投資信託受益証券	209,132,765	192,296,643
親投資信託受益証券	995,678	994,990
流動資産合計	216,788,097	201,671,400
資産合計	216,788,097	201,671,400
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	922,797	930,883
未払解約金	671	15
未払受託者報酬	5,699	5,618
未払委託者報酬	227,989	224,688
未払利息	12	14
その他未払費用	72,047	74,503
流動負債合計	1,229,215	1,235,721
負債合計	1,229,215	1,235,721
純資産の部		
元本等		
元本	307,599,240	310,294,625
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	92,040,358	109,858,946
元本等合計	215,558,882	200,435,679
純資産合計	215,558,882	200,435,679
負債純資産合計	216,788,097	201,671,400

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第18特定期間 (自令和4年1月27日 至令和4年7月26日)	第19特定期間 (自令和4年7月27日 至令和5年1月26日)
営業収益		
受取配当金	7,575,547	7,454,214
有価証券売買等損益	30,488,851	16,836,810
営業収益合計	38,064,398	9,382,596
営業費用		
支払利息	2,532	2,063
受託者報酬	35,231	34,835
委託者報酬	1,409,078	1,393,415
その他費用	447,698	446,506
営業費用合計	1,894,539	1,876,819
営業利益又は営業損失()	36,169,859	11,259,415
経常利益又は経常損失()	36,169,859	11,259,415
当期純利益又は当期純損失()	36,169,859	11,259,415
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	390,153	101,085
期首剰余金又は期首欠損金()	128,395,690	92,040,358
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,761,708	6,943,243
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,761,708	6,943,243
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,475,010	8,057,160
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,475,010	8,057,160
分配金	5,711,072	5,546,341
期末剰余金又は期末欠損金()	92,040,358	109,858,946

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第19特定期間 (自令和 4年 7月27日 至令和 5年 1月26日)	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第18特定期間 (令和 4年 7月26日現在)		第19特定期間 (令和 5年 1月26日現在)	
	1. 投資信託財産に係る元本の状況	期首元本額	325,912,672円	期首元本額
	期中追加設定元本額	43,094,313円	期中追加設定元本額	25,152,313円
	期中一部解約元本額	61,407,745円	期中一部解約元本額	22,456,928円
2. 特定期間の末日における受益権総数		307,599,240口		310,294,625口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	92,040,358円	元本の欠損	109,858,946円
4. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	0.7008円	1口当たり純資産額	0.6460円
	(10,000口当たり純資産額)	(7,008円)	(10,000口当たり純資産額)	(6,460円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第18特定期間 (自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日)		第19特定期間 (自令和 4年 7月27日 至令和 5年 1月26日)			
	1. 分配金の計算過程	第103期 (自令和 4年 1月27日至令和 4年 2月28日)	費用控除後の配当等収益額	1,227,940円	第109期 (自令和 4年 7月27日至令和 4年 8月26日)	費用控除後の配当等収益額

費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円	費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	498,562円
収益調整金	36,050,977円	収益調整金	35,066,852円
分配準備積立金	2,822,795円	分配準備積立金	7,505,468円
当ファンドの分配対象収益 額	40,101,712円	当ファンドの分配対象収益 額	44,181,893円
当ファンドの期末残存口数	323,619,159口	当ファンドの期末残存口数	307,323,816口
10,000口当たり収益分配対 象額	1,239.15円	10,000口当たり収益分配対 象額	1,437.61円
10,000口当たり分配金	30.00円	10,000口当たり分配金	30.00円
分配金	970,857円	分配金	921,971円
第104期 （自令和 4年 3月 1日至令和 4年 3月28日）		第110期 （自令和 4年 8月27日至令和 4年 9月26日）	
費用控除後の配当等収益額	1,209,354円	費用控除後の配当等収益額	937,051円
費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円	費用控除後の有価証券売買 等損益額	-円
収益調整金	36,115,379円	収益調整金	35,026,638円
分配準備積立金	3,034,062円	分配準備積立金	8,128,187円
当ファンドの分配対象収益 額	40,358,795円	当ファンドの分配対象収益 額	44,091,876円
当ファンドの期末残存口数	323,655,114口	当ファンドの期末残存口数	306,526,344口
10,000口当たり収益分配対 象額	1,246.94円	10,000口当たり収益分配対 象額	1,438.41円
10,000口当たり分配金	30.00円	10,000口当たり分配金	30.00円
分配金	970,965円	分配金	919,579円
第105期 （自令和 4年 3月29日至令和 4年 4月26日）		第111期 （自令和 4年 9月27日至令和 4年10月26日）	
費用控除後の配当等収益額	1,253,417円	費用控除後の配当等収益額	1,177,181円
費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	4,983,554円	費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円
収益調整金	36,714,034円	収益調整金	35,510,793円
分配準備積立金	3,176,791円	分配準備積立金	8,105,585円
当ファンドの分配対象収益 額	46,127,796円	当ファンドの分配対象収益 額	44,793,559円
当ファンドの期末残存口数	327,605,217口	当ファンドの期末残存口数	309,656,710口
10,000口当たり収益分配対 象額	1,408.00円	10,000口当たり収益分配対 象額	1,446.53円
10,000口当たり分配金	30.00円	10,000口当たり分配金	30.00円
分配金	982,815円	分配金	928,970円
第106期 （自令和 4年 4月27日至令和 4年 5月26日）		第112期 （自令和 4年10月27日至令和 4年11月28日）	
費用控除後の配当等収益額	902,972円	費用控除後の配当等収益額	914,872円
費用控除後の有価証券売買 等損益額	-円	費用控除後の有価証券売買 等損益額	-円
収益調整金	34,646,413円	収益調整金	35,308,708円
分配準備積立金	7,910,520円	分配準備積立金	8,160,664円

当ファンドの分配対象収益額	43,459,905円	当ファンドの分配対象収益額	44,384,244円
当ファンドの期末残存口数	308,507,502口	当ファンドの期末残存口数	306,750,448口
10,000口当たり収益分配対象額	1,408.70円	10,000口当たり収益分配対象額	1,446.89円
10,000口当たり分配金	30.00円	10,000口当たり分配金	30.00円
分配金	925,522円	分配金	920,251円
第107期 (自令和 4年 5月27日至令和 4年 6月27日)		第113期 (自令和 4年11月29日至令和 4年12月26日)	
費用控除後の配当等収益額	912,754円	費用控除後の配当等収益額	950,893円
費用控除後の有価証券売買等損益額	-円	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円
収益調整金	35,455,171円	収益調整金	35,599,070円
分配準備積立金	7,673,943円	分配準備積立金	8,081,003円
当ファンドの分配対象収益額	44,041,868円	当ファンドの分配対象収益額	44,630,966円
当ファンドの期末残存口数	312,705,483口	当ファンドの期末残存口数	308,229,194口
10,000口当たり収益分配対象額	1,408.40円	10,000口当たり収益分配対象額	1,447.97円
10,000口当たり分配金	30.00円	10,000口当たり分配金	30.00円
分配金	938,116円	分配金	924,687円
第108期 (自令和 4年 6月28日至令和 4年 7月26日)		第114期 (自令和 4年12月27日至令和 5年 1月26日)	
費用控除後の配当等収益額	1,094,594円	費用控除後の配当等収益額	936,337円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	-円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	-円
収益調整金	34,950,070円	収益調整金	35,936,201円
分配準備積立金	7,468,668円	分配準備積立金	8,069,027円
当ファンドの分配対象収益額	43,513,332円	当ファンドの分配対象収益額	44,941,565円
当ファンドの期末残存口数	307,599,240口	当ファンドの期末残存口数	310,294,625口
10,000口当たり収益分配対象額	1,414.59円	10,000口当たり収益分配対象額	1,448.33円
10,000口当たり分配金	30.00円	10,000口当たり分配金	30.00円
分配金	922,797円	分配金	930,883円
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

第18特定期間 (自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日)	第19特定期間 (自令和 4年 7月27日 至令和 5年 1月26日)
---	---

<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、オプション取引におけるリスク、担保付スワップ取引にかかわるリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>	<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、オプション取引におけるリスク、担保付スワップ取引にかかわるリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>
<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>	<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>

金融商品の時価等に関する事項

第18特定期間 (令和 4年 7月26日現在)	第19特定期間 (令和 5年 1月26日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p>	<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第18特定期間 (令和 4年 7月26日現在)	第19特定期間 (令和 5年 1月26日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	1,515,430	45,026
親投資信託受益証券	196	197

合計	1,515,234	44,829
----	-----------	--------

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第18特定期間 （自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日）	第19特定期間 （自令和 4年 7月27日 至令和 5年 1月26日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第19特定期間 （自令和 4年 7月27日 至令和 5年 1月26日）
該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（令和 5年 1月26日現在）

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額	備考
投資信託受益証券	US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only) Equity Class	30,057.312	192,296,643	
投資信託受益証券合計		30,057.312	192,296,643	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	982,125	994,990	

親投資信託受益証券合計	982,125	994,990	
合計		193,291,633	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

【米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第18特定期間 (令和 4年 7月26日現在)	第19特定期間 (令和 5年 1月26日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,880,189	20,409,681
投資信託受益証券	1,007,216,471	911,469,633
親投資信託受益証券	11,900,979	11,892,762
流動資産合計	1,047,997,639	943,772,076
資産合計	1,047,997,639	943,772,076
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,135,965	5,678,460
未払解約金	418,265	4,680,575
未払受託者報酬	27,242	25,985
未払委託者報酬	1,089,638	1,039,403
未払利息	55	36
その他未払費用	137,322	136,227
流動負債合計	7,808,487	11,560,686
負債合計	7,808,487	11,560,686
純資産の部		
元本等		
元本	6,135,965,813	5,678,460,577
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	5,095,776,661	4,746,249,187
元本等合計	1,040,189,152	932,211,390
純資産合計	1,040,189,152	932,211,390
負債純資産合計	1,047,997,639	943,772,076

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第18特定期間 (自令和4年1月27日 至令和4年7月26日)	第19特定期間 (自令和4年7月27日 至令和5年1月26日)
営業収益		
受取配当金	47,944,716	45,976,229
有価証券売買等損益	38,171,243	36,055,088
営業収益合計	9,773,473	9,921,141
営業費用		
支払利息	7,789	7,498
受託者報酬	181,780	165,082
委託者報酬	7,271,352	6,603,256
その他費用	891,799	841,193
営業費用合計	8,352,720	7,617,029
営業利益又は営業損失()	1,420,753	2,304,112
経常利益又は経常損失()	1,420,753	2,304,112
当期純利益又は当期純損失()	1,420,753	2,304,112
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	146,584	1,253,801
期首剰余金又は期首欠損金()	5,271,915,129	5,095,776,661
剰余金増加額又は欠損金減少額	487,877,901	483,826,298
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	487,877,901	483,826,298
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	275,421,348	102,197,095
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	275,421,348	102,197,095
分配金	37,592,254	35,659,642
期末剰余金又は期末欠損金()	5,095,776,661	4,746,249,187

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第19特定期間 (自令和 4年 7月27日 至令和 5年 1月26日)	
	1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。	
	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第18特定期間 (令和 4年 7月26日現在)		第19特定期間 (令和 5年 1月26日現在)	
	1. 投資信託財産に係る元本の状況	期首元本額	6,394,660,774円	期首元本額
	期中追加設定元本額	334,797,201円	期中追加設定元本額	122,461,949円
	期中一部解約元本額	593,492,162円	期中一部解約元本額	579,967,185円
2. 特定期間の末日における受益権総数		6,135,965,813口		5,678,460,577口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	5,095,776,661円	元本の欠損	4,746,249,187円
4. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額	0.1695円	1口当たり純資産額	0.1642円
	(10,000口当たり純資産額)	(1,695円)	(10,000口当たり純資産額)	(1,642円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第18特定期間 (自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日)		第19特定期間 (自令和 4年 7月27日 至令和 5年 1月26日)			
	1. 分配金の計算過程	第103期 (自令和 4年 1月27日至令和 4年 2月28日)	費用控除後の配当等収益額	7,890,578円	第109期 (自令和 4年 7月27日至令和 4年 8月26日)	費用控除後の配当等収益額

費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円	費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円
収益調整金	438,095,276円	収益調整金	424,847,941円
分配準備積立金	51,302,839円	分配準備積立金	50,786,387円
当ファンドの分配対象収益 額	497,288,693円	当ファンドの分配対象収益 額	483,254,252円
当ファンドの期末残存口数	6,335,398,834口	当ファンドの期末残存口数	6,101,381,189口
10,000口当たり収益分配対 象額	784.92円	10,000口当たり収益分配対 象額	792.02円
10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
分配金	6,335,398円	分配金	6,101,381円
第104期 （自令和 4年 3月 1日至令和 4年 3月28日）		第110期 （自令和 4年 8月27日至令和 4年 9月26日）	
費用控除後の配当等収益額	6,885,410円	費用控除後の配当等収益額	6,594,505円
費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円	費用控除後の有価証券売買 等損益額	-円
収益調整金	436,570,129円	収益調整金	422,586,617円
分配準備積立金	52,508,272円	分配準備積立金	51,877,146円
当ファンドの分配対象収益 額	495,963,811円	当ファンドの分配対象収益 額	481,058,268円
当ファンドの期末残存口数	6,310,658,126口	当ファンドの期末残存口数	6,066,386,008口
10,000口当たり収益分配対 象額	785.90円	10,000口当たり収益分配対 象額	792.98円
10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
分配金	6,310,658円	分配金	6,066,386円
第105期 （自令和 4年 3月29日至令和 4年 4月26日）		第111期 （自令和 4年 9月27日至令和 4年10月26日）	
費用控除後の配当等収益額	6,730,471円	費用控除後の配当等収益額	7,304,605円
費用控除後の有価証券売買 等損益額	-円	費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円
収益調整金	431,670,839円	収益調整金	422,199,389円
分配準備積立金	52,366,824円	分配準備積立金	52,141,427円
当ファンドの分配対象収益 額	490,768,134円	当ファンドの分配対象収益 額	481,645,421円
当ファンドの期末残存口数	6,237,327,505口	当ファンドの期末残存口数	6,057,726,560口
10,000口当たり収益分配対 象額	786.81円	10,000口当たり収益分配対 象額	795.08円
10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
分配金	6,237,327円	分配金	6,057,726円
第106期 （自令和 4年 4月27日至令和 4年 5月26日）		第112期 （自令和 4年10月27日至令和 4年11月28日）	
費用控除後の配当等収益額	6,676,259円	費用控除後の配当等収益額	7,376,466円
費用控除後の有価証券売買 等損益額	-円	費用控除後・繰越欠損金補 填後の有価証券売買等損益 額	-円
収益調整金	447,123,668円	収益調整金	419,647,113円

分配準備積立金	52,628,305円	分配準備積立金	52,916,277円
当ファンドの分配対象収益額	506,428,232円	当ファンドの分配対象収益額	479,939,856円
当ファンドの期末残存口数	6,430,123,918口	当ファンドの期末残存口数	6,018,748,603口
10,000口当たり収益分配対象額	787.57円	10,000口当たり収益分配対象額	797.39円
10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
分配金	6,430,123円	分配金	6,018,748円
第107期 （自令和 4年 5月27日至令和 4年 6月27日）		第113期 （自令和 4年11月29日至令和 4年12月26日）	
費用控除後の配当等収益額	6,530,536円	費用控除後の配当等収益額	5,667,464円
費用控除後の有価証券売買等損益額	-円	費用控除後の有価証券売買等損益額	-円
収益調整金	427,353,632円	収益調整金	400,181,820円
分配準備積立金	50,505,128円	分配準備積立金	51,766,138円
当ファンドの分配対象収益額	484,389,296円	当ファンドの分配対象収益額	457,615,422円
当ファンドの期末残存口数	6,142,783,882口	当ファンドの期末残存口数	5,736,941,689口
10,000口当たり収益分配対象額	788.54円	10,000口当たり収益分配対象額	797.66円
10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
分配金	6,142,783円	分配金	5,736,941円
第108期 （自令和 4年 6月28日至令和 4年 7月26日）		第114期 （自令和 4年12月27日至令和 5年 1月26日）	
費用控除後の配当等収益額	6,683,561円	費用控除後の配当等収益額	7,080,867円
費用控除後の有価証券売買等損益額	-円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	-円
収益調整金	427,082,512円	収益調整金	396,264,974円
分配準備積立金	50,662,357円	分配準備積立金	51,055,469円
当ファンドの分配対象収益額	484,428,430円	当ファンドの分配対象収益額	454,401,310円
当ファンドの期末残存口数	6,135,965,813口	当ファンドの期末残存口数	5,678,460,577口
10,000口当たり収益分配対象額	789.48円	10,000口当たり収益分配対象額	800.20円
10,000口当たり分配金	10.00円	10,000口当たり分配金	10.00円
分配金	6,135,965円	分配金	5,678,460円
2. 剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

第18特定期間 (自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日)	第19特定期間 (自令和 4年 7月27日 至令和 5年 1月26日)
<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、オプション取引におけるリスク、担保付スワップ取引にかかわるリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>	<p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、親投資信託受益証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、価格変動リスク、為替変動リスク、オプション取引におけるリスク、担保付スワップ取引にかかわるリスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。</p>
<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>	<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。</p>

金融商品の時価等に関する事項

第18特定期間 (令和 4年 7月26日現在)	第19特定期間 (令和 5年 1月26日現在)
<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及びその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p>
<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p>	<p>2 時価の算定方法</p> <p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p>
<p>3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第18特定期間 (令和 4年 7月26日現在)	第19特定期間 (令和 5年 1月26日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額

投資信託受益証券	17,348,558	19,469,971
親投資信託受益証券	2,348	2,348
合計	17,350,906	19,467,623

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第18特定期間 (自令和 4年 1月27日 至令和 4年 7月26日)	第19特定期間 (自令和 4年 7月27日 至令和 5年 1月26日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第19特定期間 (自令和 4年 7月27日 至令和 5年 1月26日)
該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表 (令和 5年 1月26日現在)

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額(口)	評価額	備考
投資信託受益証券	US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only) Equity and Currency Class	676,957.381	911,469,633	

投資信託受益証券合計		676,957,381	911,469,633	
親投資信託受益証券	新生 ショートターム・マザーファンド	11,738,982	11,892,762	
親投資信託受益証券合計		11,738,982	11,892,762	
合計			923,362,395	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

本報告書の開示対象ファンド（米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース）および（米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース）（以下「当ファンド」という。）は、ケイマン籍円建て外国投資信託である「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式クラス、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン） - 米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式&通貨クラス」の受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同外国投資信託の受益証券であります。主要投資対象である同外国投資信託の計算期間末日（令和4年6月30日）時点で、現地の法律に基づいた同外国投資信託の財務諸表が作成され、監査を受けた財務諸表を委託会社が管理会社より入手し、原文の一部を翻訳しております。

また、当ファンドは、「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マ

ザーファンドの受益証券であります。当ファンドの、特定期間末日(以下「計算日」という。)における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記2点に関しては、監査意見の対象外であります。

新生 ショートターム・マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)	
(令和 5年 1月26日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,875,310
国債証券	19,803,940
流動資産合計	26,679,250
資産合計	26,679,250
負債の部	
流動負債	
未払利息	12
流動負債合計	12
負債合計	12
純資産の部	
元本等	
元本	26,333,083
剰余金	
剰余金又は欠損金()	346,155
元本等合計	26,679,238
純資産合計	26,679,238
負債純資産合計	26,679,250

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自令和 4年 7月27日 至令和 5年 1月26日)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格又は価格情報会社の提供する価格で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和 5年 1月26日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
	期首元本額 26,333,083円
	期中追加設定元本額 -円
	期中一部解約元本額 -円
	期末元本額 26,333,083円
	元本の内訳*
	新生・UTインドファンド 731,115円

	新生・フラトンVPICFファンド	4,607,481円
	新生・UTIインドインフラ関連株式ファンド	7,097,650円
	米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式コース	982,125円
	米国好配当株プレミアム戦略ファンド(毎月分配型)株式&通貨コース	11,738,982円
	新生・ワールドラップ・セレクト	982,415円
	早期償還条項付・新興国債券戦略1912	98,348円
	ESGフォーカス コムジエスト・クオリティ グロース・日本株式ファンド	29,160円
	ESGフォーカス コムジエスト・クオリティ グロース・世界株式ファンド	65,807円
2.	計算日における受益権総数	26,333,083口
3.	投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円
4.	計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0131円 (10,000口当たり純資産額) (10,131円)

(注)*は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

(自令和 4年 7月27日
至令和 5年 1月26日)

1 金融商品に対する取組方針

本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等であります。これらの金融商品は、金利変動リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。

3 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、リスク管理委員会を設け、運用業務に係わるリスクの管理を行っております。リスク管理委員会はリスク管理規定に従い、法令及び信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行っております。

金融商品の時価等に関する事項

(令和 5年 1月26日現在)

1 貸借対照表計上額、時価及びその差額

貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ

2 時価の算定方法

国債証券

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	（令和 5年 1月26日現在）	
	当期間の損益に含まれた評価差額	
国債証券		5,524
合計		5,524

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自令和 4年 7月27日 至令和 5年 1月26日）	
該当事項はありません。	

（重要な後発事象に関する注記）

（自令和 4年 7月27日 至令和 5年 1月26日）	
該当事項はありません。	

附属明細表

第1 有価証券明細表（令和 5年 1月26日現在）

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第1126回国庫短期証券	19,800,000	19,803,940	
合計		19,800,000	19,803,940	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）

米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式クラス/株式&通貨クラス

財政状態計算書

（2022年6月30日に終了する年度）

	2022年6月30日現在	2021年6月30日現在
	円	円
資産		
現金		
公正価値での担保付スワップ投資 （2022年分コスト：2,878,504,324円； 2021年分コスト：3,682,369,503円）	1,226,615,867	1,609,589,744
未収利息	174,114	225,085
資産合計	1,226,789,981	1,609,814,829

負債

未払支払代行会社手数料	174,114	225,085
負債合計	174,114	225,085

償還可能な受益証券保有者に帰属する純資産	1,226,615,867	1,609,589,744
-----------------------------	----------------------	----------------------

投資先別純資産：

株式クラス	207,713,580	192,937,792
株式&通貨クラス	1,018,902,287	1,416,651,952
1,226,615,867	1,609,589,744	

発行済受益証券：

株式クラス	30,057,312	32,649,944
株式&通貨クラス	722,104,386	872,326,390
752,161,698	904,976,334	

一口当たり純資産価額：

株式クラス	6,910.584	5,909.284
株式&通貨クラス	1,411.018	1,623.993

これらの財務諸表は、2022年10月24日に承認されました。

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）**米国好配当株式プレミアム・ファンド（適格機関投資家限定）株式クラス/株式&通貨クラス****包括利益計算書**

（2022年6月30日に終了する年度）

	2022年6月30日現在	2021年6月30日現在
	円	円
収入		
損益を通じて公正価値で測定する (FVTPL ¹) 金融商品における純利益/(損失)		
手数料収入	126,921,768	155,702,907
担保付スワップ投資純利益/(損失)	(130,973,877)	506,432,305
純投資収益	(4,052,109)	662,135,212
営業費用	(8,701,020)	(10,401,242)
営業費用合計	(8,701,020)	(10,401,242)
償還可能な受益証券保有者に帰属する 調整前純資産変動額	(12,753,129)	651,733,970
償還可能な受益証券保有者への調整額	(118,220,748)	(145,301,665)
償還可能な受益証券保有者に帰属する 調整後純資産変動額	(130,973,877)	506,432,305

¹：実現および未実現損益、受取利息および支払利息、受取配当金および配当関連費用や損失、その他収入などを含む、損益を通じて公正価値（FVTPL）で測定された金融商品からの純収入に関わるものです。

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)
 米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)株式クラス/株式&通貨クラス
 償還可能な受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
 (2022年6月30日に終了する年度)

	円
2020年6月30日現在の残高	1,590,157,439
償還可能な受益証券の発行額	26,000,000
償還可能な受益証券の償還額	(513,000,000)
償還可能な受益証券保有者に帰属する調整後純資産変動額	506,432,305
2021年6月30日現在の残高	1,609,589,744
償還可能な受益証券の発行額	145,000,000
償還可能な受益証券の償還額	(397,000,000)
償還可能な受益証券保有者に帰属する調整後純資産変動額	(130,973,877)
2022年6月30日現在の残高	1,226,615,867

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)
 米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)株式クラス/株式&通貨クラス
 キャッシュフロー計算書
 (2022年6月30日に終了する年度)

	2022年6月30日現在	2021年6月30日現在
	円	円
営業活動		
償還可能な受益証券保有者に帰属する調整後純資産変動額	(130,973,877)	506,432,305
投資資産への支出	(145,000,000)	(26,000,000)
投資資産の販売手取金	395,048,898	510,490,811
現金を含まない対価の調整：		
担保付スワップ投資純(利益)/損失	130,973,877	(506,432,305)
非資金的営業損益の純変動：		
未収未決済約定代金	-	15,000,000
未収利息	50,971	(13,748)
未払支払代行会社手数料	(50,971)	13,748
営業活動によるキャッシュフロー	250,048,898	499,490,811
財務活動		
償還可能な受益証券からの資金調達	145,000,000	26,000,000
償還可能な受益証券の償還金支払	(395,048,898)	(525,490,811)
財務活動によるキャッシュフロー	(250,048,898)	(499,490,811)
当期現金純減	-	-
期首現金残高	-	-
期末現金残高	-	-

(参考情報)

担保付スワップ取引を通じて、実質的に投資している比率です。

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) -
米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定) 株式クラス
(2023年1月末現在)

銘柄名	比率 [*]
iシェアーズ 好配当株式 ETF	100%

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) -
米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定) 株式&通貨クラス
(2023年1月末現在)

銘柄名	比率 [*]
iシェアーズ 好配当株式 ETF	100%

*比率は、当ファンドの主な投資対象である「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - 米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)」株式コース、株式&通貨コースそれぞれの純資産総額に対する比率です。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2023年 1月31日現在です。

【米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース】

【純資産額計算書】

資産総額	202,222,121円
負債総額	439,478円
純資産総額（ - ）	201,782,643円
発行済口数	310,445,328口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6500円

【米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コース】

【純資産額計算書】

資産総額	939,553,869円
負債総額	4,753,061円
純資産総額（ - ）	934,800,808円
発行済口数	5,662,282,897口
1口当たり純資産額（ / ）	0.1651円

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	26,678,813円
負債総額	13円
純資産総額（ - ）	26,678,800円
発行済口数	26,333,083口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0131円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2023年4月1日現在)

資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

最近5年間における主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、同日に同額を減資しました。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

投資運用の意思決定機構

1) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

2) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

3) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

4) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

5) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務(投資運用業)、投資助言業務(投資助言・代理

業）及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

委託会社は、2023年4月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。なお、商号はSBIアセットマネジメント株式会社を継承しました。

2023年1月末日現在、委託会社（合併前のSBIアセットマネジメント株式会社）が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(2023年1月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	244	1,598,969
単体型株式投資信託	589	1,732,574
合計	833	3,331,543

(ご参考)

2023年1月末日現在、新生インベストメント・マネジメント株式会社が運用を行っている投資信託（マザーファンドは除きます）は以下の通りです。

(2023年1月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	58	174,583
単体型株式投資信託	33	42,516
単体型公社債投資信託	79	204,693
合計	170	421,792

3【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自2021年4月1日至2022年3月31日）の財務諸表及び当事業年度の中間会計期間（自2022年4月1日至2022年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査及び中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		

現金・預金	1,281,158	569,638
前払費用	24,575	22,597
未収委託者報酬	482,776	572,712
未収運用受託報酬	1,091	6,634
その他	25,257	25,626
流動資産合計	1,814,859	1,197,210
固定資産		
有形固定資産		
建物	13,748	12,234
器具備品	3,540	2,499
有形固定資産合計	17,288	14,734
無形固定資産		
商標権	1,352	1,203
ソフトウェア	2,626	1,309
その他	67	67
無形固定資産合計	4,046	2,579
投資その他の資産		
投資有価証券	956,238	1,051,219
関係会社株式		22,031
繰延税金資産	140,000	170,818
その他	11,613	11,469
投資その他の資産合計	1,107,852	1,255,540
固定資産合計	1,129,187	1,272,854
繰延資産		
株式交付費		4,170
繰延資産合計		4,170
資産合計	2,944,046	2,474,235

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	2,370	1,926
未払金	383,631	384,755
未払手数料	333,627	331,045
その他未払金	50,003	53,709
未払法人税等	92,760	105,725
未払消費税等	19,520	26,630
流動負債合計	498,282	519,036
負債合計	498,282	519,036
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
資本剰余金		
その他資本剰余金		1,350,000
資本剰余金合計		1,350,000
利益剰余金		
利益準備金	30,012	100,050
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	2,310,952	240,094
利益剰余金合計	2,340,964	340,144
株主資本合計	2,741,164	2,090,344
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	295,400	135,145
評価・換算差額等合計	295,400	135,145
純資産合計	2,445,764	1,955,198
負債純資産合計	2,944,046	2,474,235

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)
営業収益		
委託者報酬	2,242,459	2,468,525
運用受託報酬	1,259	10,623
営業収益計	2,243,719	2,479,148
営業費用		
支払手数料	1,472,682	1,557,540
広告宣伝費	11,011	7,417
調査費	33,280	38,368
委託計算費	109,479	147,361
営業雑経費	23,297	24,534
通信費	720	727
印刷費	19,915	21,008
協会費	2,429	2,630
諸会費	189	167
その他営業雑経費	43	
営業費用計	1,649,751	1,775,222
一般管理費		
給料	136,492	123,426
役員報酬	27,899	23,837
給料・手当	108,592	99,438
賞与		150
福利厚生費	19,637	17,716
交際費	0	
寄付金		4,402
旅費交通費	341	98
租税公課	9,743	17,336
不動産賃借料	13,750	10,160
退職給付費用	3,963	2,820
固定資産減価償却費	4,560	5,219
事務委託費	13,751	12,484
消耗品費	810	767
諸経費	16,387	13,098
一般管理費計	219,438	207,532
営業利益	374,528	496,394
営業外収益		
受取利息	6	4

受取配当金	51,201	32,400
雑収入	1,682	175
営業外収益計	52,890	32,579
営業外費用		
為替差損	1	69
株式交付費償却		379
雑損失		36
営業外費用計	1	485
経常利益	427,417	528,489

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
特別損失		
投資有価証券評価損		326,300
特別損失合計		326,300
税引前当期純利益	427,417	202,189
法人税、住民税及び事業税	137,856	163,769
法人税等調整額	7,202	100,993
法人税等合計	130,653	62,775
当期純利益	296,763	139,413

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	利益剰余金		利益 剰余金 合計		その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金						
当期首残高	400,200	30,012	2,014,188	2,044,200	2,444,400	367,962	3,343	364,618	2,079,782
当期変動額									
当期純利益			296,763	296,763	296,763				296,763
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						72,561	3,343	69,218	69,218
当期変動額合計			296,763	296,763	296,763	72,561	3,343	69,218	365,982
当期末残高	400,200	30,012	2,310,952	2,340,964	2,741,164	295,400		295,400	2,445,764

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本	
	資本剰余金	利益剰余金

	資本金	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本 合計
						繰越利益 剰余金		
当期首残高	400,200				30,012	2,310,952	2,340,964	2,741,164
当期変動額								
合併による増加			50,000	50,000		256,295	256,295	306,295
準備金の積立					70,038	70,038		
剰余金の配当						2,396,530	2,396,530	2,396,530
新株の発行	650,000	650,000		650,000				1,300,000
資本金から剰余金への 振替	650,000		650,000	650,000				
準備金から剰余金への 振替		650,000	650,000					
当期純利益						139,413	139,413	139,413
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計			1,350,000	1,350,000	70,038	2,070,858	2,000,820	650,820
当期末残高	400,200		1,350,000	1,350,000	100,050	240,094	340,144	2,090,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	其他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	295,400	295,400	2,445,764
当期変動額			
合併による増加			306,295
準備金の積立			
剰余金の配当			2,396,530
新株の発行			1,300,000
資本金から剰余金への振替			
準備金から剰余金への振替			
当期純利益			139,413
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	160,254	160,254	160,254
当期変動額合計	160,254	160,254	490,565
当期末残高	135,145	135,145	1,955,198

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-15年、器具備品が3-15年です。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。
運用受託報酬	投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）

の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「電話加入権」67千円は、当事業年度において金額的重要性が乏しいため「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期差入保証金」10,137千円は、当事業年度において金額的重要性が乏しいため「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組換えを行っております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。		有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物	3,457千円	建物	4,972千円
器具備品	4,674千円	器具備品	5,714千円
合計	8,132千円	合計	10,686千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600			36,600

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	20,800		57,400

(注)普通株式の増加20,800株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年8月25日 株主総会	普通株式	1,090,680	29,800	2021年8月25日	2021年8月26日
2022年2月14日 株主総会	普通株式	1,305,850	22,750	2022年2月14日	2022年2月15日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、自らが運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価

損益の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,281,158	1,281,158	
(2) 未収委託者報酬	482,776	482,776	
(3) 未収運用受託報酬	1,091	1,091	
(4) 投資有価証券 その他有価証券	956,238	956,238	
資産計	2,721,264	2,721,264	
未払金	383,631	383,631	
負債計	383,631	383,631	
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	350	350	
デリバティブ取引計(注)	350	350	

(注)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金・預金 (2)未収委託者報酬 (3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。

負債

未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	10,137

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内
現金・預金	1,281,158
未収委託者報酬	482,776
未収運用受託報酬	1,091
合計	1,765,026

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自らが運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っております。営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2022年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	1,051,219	1,051,219	
資産計	1,051,219	1,051,219	
デリバティブ取引(*3)	41	41	

(*1)「現金・預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現金・預金	569,638
未収委託者報酬	572,712
未収運用受託報酬	6,634
合計	1,148,985

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 指数先物関連		41		41
資産計		41		41

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しておりません。

(注2)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託については、上記の表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は1,051,219千円であります。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

2. その他有価証券

前事業年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	1,394	1,000	394
	小計	1,394	1,000	394
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	954,843	1,381,010	426,166
	小計	954,843	1,381,010	426,166
合計		956,238	1,382,010	425,771

当事業年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	1,641	1,000	641
	小計	1,641	1,000	641
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	1,049,578	1,245,010	195,431
	小計	1,049,578	1,245,010	195,431
合計		1,051,219	1,246,010	194,790

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式			
(2)債券			
(3)その他	15,865	794	
合計	15,865	794	

当事業年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

4. 減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、投資有価証券(その他有価証券の投資信託)について326,300千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2021年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	指数先物取引 買建	7,910		350	350
合計		7,910		350	350

(注)時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

当事業年度(2022年3月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	指数先物取引 買建	10,356		41	41
合計		10,356		41	41

(注)時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日）3,963千円、当事業年度（自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日）2,820千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2021年 3月 31日)	当事業年度 (2022年 3月 31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産 電話加入権 438千円 未払事業税 3,830 その他未払税金 1,424 その他有価証券評価差額金 130,492 その他 3,936 繰延税金資産小計 140,121 評価性引当額 繰延税金資産合計 140,121 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 120 繰延税金負債合計 120 繰延税金資産の純額 140,000	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳 繰延税金資産 電話加入権 438千円 投資有価証券評価損 99,913 未払事業税 3,406 その他未払税金 3,817 その他有価証券評価差額金 59,644 その他 3,598 繰延税金資産小計 170,818 評価性引当額 繰延税金資産合計 170,818 繰延税金負債 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額 170,818
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 同左

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2021年 3月 17日の取締役会において、当社を吸収合併存続会社とし、同一の親会社を持つ会社である SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約の締結を承認決議し、効力発生日である2021年 5月 1日付をもって吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称

存続会社：当社

消滅会社：SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社

(2) 企業結合日

2021年 5月 1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、SBIオルタナティブ・インベストメンツ株式会社を消滅会社とする吸収合併。

(4) 結合後企業の名称

SBIアセットマネジメント株式会社

(5) 取引の目的

経営資源の有効活用及び最適化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

(収益認識関係)

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。また、顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針5. 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

(セグメント情報)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
SBI中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ (年2回決算型)	517,208

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
SBI 中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ (年2回決算型)	339,734

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業		販売委託	販売委託 支払手数料	533,728	未払金	148,196

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)
 モーニングスター株式会社(東京証券取引所市場第一部に上場)
 SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
 SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所市場第一部に上場)

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	モーニングスター 株式会社	東京都港区	3,363	金融情報 サービス業	(被所有) 間接 100.0%	役員の兼任 データ購入 人員出向・受入	増資の引 受	1,300,000		

(注)当社の行った株主割当による増資(普通株式20,800株)を引き受けたものです。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業		販売委託	販売委託 支払手数料	640,268	未払金	167,508

(注)販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)
 モーニングスター株式会社(東京証券取引所プライム市場に上場)
 SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
 SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所プライム市場に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
1株当たり純資産額	66,824円16銭	34,062円69銭
1株当たり当期純利益	8,108円30銭	3,483円69銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載 していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載 していません。

(注)1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
当期純利益(千円)	296,763	139,413
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	296,763	139,413
期中平均株式数(株)	36,600	40,019

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(参考) SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の経理状況

当該(参考)においてSBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という)第2条の規定により、財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成されております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自令和3年4月1日至令和4年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年5月27日

SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

財務諸表等

(1)貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	694,448	952,283
前払費用	17,973	17,878
未収委託者報酬	213,053	254,036
未収運用受託報酬	24,496	22,481
その他	1,348	1,806
流動資産合計	951,320	1,248,485
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,495	2,307

器具備品	167	301
有形固定資産合計	2,662	2,609
無形固定資産		
ソフトウェア	13,220	15,780
商標権	163	131
無形固定資産合計	13,383	15,911
投資その他の資産		
投資有価証券	109	114
長期前払費用	2,609	412
繰延税金資産	6,273	8,312
その他	9,040	9,040
投資その他の資産合計	18,032	17,879
固定資産合計	34,078	36,400
資産合計	985,399	1,284,886

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	77,049	94,288
未払手数料	50,571	62,038
その他未払金	26,478	32,249
未払消費税等	27,207	10,175
未払法人税等	107,361	81,465
未払費用	34,963	33,321
預り金	1,595	207
その他	39,578	60,394
流動負債合計	287,757	279,853
負債合計	287,757	279,853
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	150,000	150,000
資本剰余金合計	150,000	150,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	397,635	705,022
利益剰余金合計	397,635	705,022
株主資本合計	697,635	1,005,022
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6	10
評価・換算差額等合計	6	10
純資産合計	697,641	1,005,032
負債純資産合計	985,399	1,284,886

(2) 損益計算書

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	913,541	1,121,008
運用受託報酬	89,835	85,106
営業収益計	1,003,376	1,206,115
営業費用		
支払手数料	212,582	258,998
広告宣伝費	11,000	750
支払報酬	2,500	2,000
協会費	2,540	2,932
委託計算費	170,862	235,594
委託調査費	81,785	99,084
営業費用計	481,271	599,359
一般管理費		
給料	62,995	76,010
役員報酬	25,850	28,650
給料・手当	37,145	43,660
賞与		3,700
法定福利費	8,602	12,205
福利厚生費	1,456	1,708
退職給付費用	2,489	3,171
派遣社員費		2,323
募集費	250	6,925
業務委託費	17,606	21,495
不動産賃借料	8,116	8,116
修繕維持費	2,056	2,056
固定資産減価償却費	3,451	5,673
租税公課	10,325	11,936
什器備品費	162	
支払報酬	6,579	6,180
諸経費	5,116	6,059
一般管理費計	129,207	163,862
営業利益	392,897	442,893
営業外収益		
受取利息	2	2
為替差益	129	70
雑収入	245	448
営業外収益計	377	522
営業外費用		
その他	0	
営業外費用計	0	
経常利益	393,273	443,416
税引前当期純利益	393,273	443,416
法人税、住民税及び事業税	122,381	138,069
法人税等調整額	3,335	2,040
当期純利益	274,228	307,387

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	150,000	150,000	150,000	123,406	123,406	423,406
当期変動額						
当期純利益				274,228	274,228	274,228
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計				274,228	274,228	274,228
当期末残高	150,000	150,000	150,000	397,635	397,635	697,635

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	1	1	423,404
当期変動額			
当期純利益			274,228
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	8	8	8
当期変動額合計	8	8	274,236
当期末残高	6	6	697,641

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計	
当期首残高	150,000	150,000	150,000	397,635	397,635	697,635
当期変動額						
当期純利益				307,387	307,387	307,387
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計				307,387	307,387	307,387
当期末残高	150,000	150,000	150,000	705,022	705,022	1,005,022

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6	6	697,641
当期変動額			
当期純利益			307,387
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	3	3	3
当期変動額合計	3	3	307,391
当期末残高	10	10	1,005,032

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっております。（ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定率法によっております。）

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
器具備品	5年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
商標権	10年

3．収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬 投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。

運用受託報酬 投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。

4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

1．当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 8,312千円

2．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の2021年6月17日の改正は、2019年7月4日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね1年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更）

（貸借対照表）

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金（1,174千円）」「立替金（174千円）」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期差入保証金（9,040千円）」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み換えを行っております。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (令和3年3月31日現在)		当事業年度 (令和4年3月31日現在)	
有形固定資産の減価償却累計額		有形固定資産の減価償却累計額	
建物	515千円	建物	778千円
器具備品	632千円	器具備品	732千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)					当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数					1. 発行済株式の種類及び総数				
株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)	株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	6,000			6,000	普通株式	6,000			6,000
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項 該当事項はありません。					4. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

（金融商品関係）

前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク

管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内管理し、入金遅延等があった場合には速やかに社内関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	694,448	694,448	
(2) 未収委託 者報酬	213,053	213,053	
(3) 未収運用 受託報酬	24,496	24,496	
資産計	931,998	931,998	
(1)未払手数料	50,571	50,571	
(2)その他未払金	26,478	26,478	
負債計	77,049	77,049	

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬

(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

1. 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク

管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内管理し、入金遅延等があった場合には速やかに社内関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)「現金・預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「未払手数料」「その他未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

投資信託(貸借対照表計上額 114千円)に関する事項については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置」(令和二年三月六日内閣府令第九号)に基づき、記載を省略しております。

4. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
(1) 現金・預金	952,283	
(2) 未収委託者報酬	254,036	
(3) 未収運用受託報酬	22,481	
資産計	1,228,801	

	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
(1) 現金・預金	694,448	
(2) 未収委託者報酬	213,053	
(3) 未収運用受託報酬	24,496	
資産計	931,998	

(退職給付関係)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
<p>1. 採用している退職給付金制度の概要</p> <p>当社は、確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2. 確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は2,489千円であります。</p>	<p>1. 採用している退職給付金制度の概要</p> <p>当社は、確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2. 確定拠出制度</p> <p>当社の確定拠出制度への要拠出額は3,171千円であります。</p>

(税効果会計関係)

前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>未払事業税 6,219千円</p> <p>その他 57千円</p> <p>繰延税金資産小計 6,276千円</p> <p>税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 -</p> <p>将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 -</p> <p>評価性引当額小計 -</p> <p>繰延税金資産合計 4,772千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他有価証券評価差額金 3千円</p> <p>繰延税金負債合計 3千円</p> <p>繰延税金資産(負債)の純額 6,273千円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>未払事業税 4,119千円</p> <p>その他 4,197千円</p> <p>繰延税金資産小計 8,317千円</p> <p>税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 -</p> <p>将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 -</p> <p>評価性引当額小計 -</p> <p>繰延税金資産合計 8,317千円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>その他有価証券評価差額金 4千円</p> <p>繰延税金負債合計 4千円</p> <p>繰延税金資産(負債)の純額 8,312千円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>

(収益認識関係)

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。また、顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針5．収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
<p>1.セグメント情報</p> <p>当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2.関連情報</p> <p>製品及びサービスごとの情報</p> <p>単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>地域ごとの情報</p> <p>営業収益</p> <p>本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>有形固定資産</p> <p>本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。</p> <p>3.主要な顧客ごとの情報</p> <p>特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>	<p>1.セグメント情報</p> <p>当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2.関連情報</p> <p>製品及びサービスごとの情報</p> <p>単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>地域ごとの情報</p> <p>営業収益</p> <p>本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>有形固定資産</p> <p>本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。</p> <p>3.主要な顧客ごとの情報</p> <p>特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>

(関連当事者情報)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	98,711	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)間接 90.00%	役員の兼務 不動産の転貸借 出向等	人件費の立替 (注2)	67,546	その他未払金	4,662
							保証金の差入 (注2)		差入保証金	9,040

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会社	SBI生命保険株式会社	東京都港区	47,500	生命保険業		投資一任契約	運用受託報酬 (注2)	20,231	未収運用受託報酬	5,915
	SBI損害保険株式会社	東京都港区	20,500	損害保険業		投資一任契約	運用受託報酬 (注2)	3,686	未収運用受託報酬	523

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

- SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
モーニングスター株式会社(東京証券取引所に上場)
SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディングス株式会社	東京都港区	99,312	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)間接 90.00%	役員の兼務 不動産の転貸借 出向等	人件費の立替 (注2)	92,452	その他未払金	6,113
							保証金の差入 (注2)		差入保証金	9,040

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社	SBI生命保険株式会社	東京都港区	47,500	生命保険業		投資一任契約	運用受託報酬 (注2)	22,231	未収運用受託報酬	6,264

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
モーニングスター株式会社（東京証券取引所に上場）
SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）		当事業年度 （自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）	
1株当たり純資産額	116,273円65銭	1株当たり純資産額	167,505円49銭
1株当たり当期純利益金額	45,704円75銭	1株当たり当期純利益金額	51,231円27銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	274,228千円	当期純利益	307,387千円
普通株主に帰属しない金額	-千円	普通株主に帰属しない金額	-千円
普通株主に係る当期純利益	274,228千円	普通株主に係る当期純利益	307,387千円
期中平均株式数	6,000株	期中平均株式数	6,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（参考）SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の経理状況

当該（参考）においてSBI地方創生アセットマネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBI地方創生アセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和4年5月27日

SBI地方創生アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 郷右近 隆也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBI地方創生アセットマネジメント株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

財務諸表等

(1)貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	479,070	948,676
前払費用	381	2,417
未収委託者報酬	81,365	68,969
未収運用受託報酬	430	472
未収投資助言報酬		11
立替金	31	
その他	1,078	795
流動資産合計	562,358	1,021,342
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,511	2,324
器具備品	335	251

有形固定資産合計	2,847	2,576
無形固定資産		
ソフトウェア	4,939	3,210
無形固定資産合計	4,939	3,210
投資その他の資産		
繰延税金資産	4,772	15,279
その他	9,041	9,041
投資その他の資産合計	13,814	24,321
固定資産合計	21,601	30,107
資産合計	583,959	1,051,449

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	26,705	27,205
未払手数料	3,683	3,230
その他未払金	23,021	23,975
未払消費税等	36,697	25,942
未払法人税等	65,861	145,971
未払費用	10,737	25,904
前受金	17,367	
前受収益	275	275
預り金	1,306	909
仮受金		40,254
流動負債合計	158,951	266,463
固定負債		
長期前受収益	687	412
固定負債合計	687	412
負債合計	159,638	266,876
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	150,000	150,000
資本剰余金合計	150,000	150,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	124,320	484,573
利益剰余金合計	124,320	484,573
株主資本合計	424,320	784,573
純資産合計	424,320	784,573
負債純資産合計	583,959	1,051,449

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日	当事業年度 (自 令和3年4月1日
--	----------------------	----------------------

至 令和3年3月31日)

至 令和4年3月31日)

営業収益		
委託者報酬	601,172	911,890
運用受託報酬	1,882	1,689
投資助言報酬		46
営業収益計	603,054	913,626
営業費用		
支払手数料	38,380	43,472
支払報酬	165	
協会費	1,439	2,545
委託計算費	106,815	161,292
委託調査費	19,818	44,333
営業費用計	166,618	251,643
一般管理費		
給料	69,053	79,990
役員報酬	21,725	25,325
給料・手当	46,959	54,635
賞与	368	30
法定福利費	8,841	9,032
福利厚生費	1,166	844
退職給付費用	1,459	1,105
派遣社員費		798
業務委託費	4,426	2,722
販売促進費	1,540	1,627
旅費交通費	511	815
システム利用料	10,939	16,313
不動産賃借料	8,117	8,117
修繕維持費	2,056	2,056
固定資産減価償却費	2,080	2,077
租税公課	7,142	9,962
支払報酬	4,806	5,221
諸経費	4,243	11,061
一般管理費計	126,385	151,746
営業利益	310,049	510,236
営業外収益		
受取利息	0	1
雑収入	5,589	8,898
営業外収益計	5,590	8,900
営業外費用		
為替差損	9	0
営業外費用計	9	0
経常利益	315,631	519,136
税引前当期純利益	315,631	519,136
法人税、住民税及び事業税	60,633	169,390
法人税等調整額	5,145	10,507
当期純利益	260,142	360,252

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	150,000	150,000	150,000	135,822	135,822	164,177	164,177
当期変動額							
当期純利益				260,142	260,142	260,142	260,142
当期変動額合計				260,142	260,142	260,142	260,142
当期末残高	150,000	150,000	150,000	124,320	124,320	424,320	424,320

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	150,000	150,000	150,000	124,320	124,320	424,320	424,320
当期変動額							
当期純利益				360,252	360,252	360,252	360,252
当期変動額合計				360,252	360,252	360,252	360,252
当期末残高	150,000	150,000	150,000	484,573	484,573	784,573	784,573

[注記事項]

（重要な会計方針）

1．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。（ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法によっております。）

なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
器具備品	8年

無形固定資産

定額法によっております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

2. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。
運用受託報酬	投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。
投資助言報酬	投資助言契約に基づき、顧客が運用対象とする投資資産に関し、ポートフォリオ改善等の投資助言を行うものです。当該役務の提供がなされ、その報酬額が支払われることが確定した時点で収益として認識されます。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 15,279千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

（貸借対照表）

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は、金額的重要性が乏しいため「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期差入保証金」は、金額的重要性が乏しいため「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示していません。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み換えを行っております。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (令和3年3月31日現在)		当事業年度 (令和4年3月31日現在)	
有形固定資産の減価償却累計額		有形固定資産の減価償却累計額	
建物	517千円	建物	782千円
器具備品	287千円	器具備品	371千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)					当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)				
1. 発行済株式の種類及び総数					1. 発行済株式の種類及び総数				
株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)	株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	6,000			6,000	普通株式	6,000			6,000
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。					3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4. 配当に関する事項 該当事項はありません。					4. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

（金融商品関係）

前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)

1．金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内管理し、入金の変延等があった場合には速やかに社内関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	479,070	479,070	
(2) 未収委託者報酬	81,365	81,365	
(3) 未収運用受託報酬	430	430	
資産計	560,866	560,866	
(1)未払手数料	3,683	3,683	
(2)その他未払金	23,021	23,021	
負債計	26,705	26,705	

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬
(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	9,041

1．金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内管理し、入金の変延等があった場合には速やかに社内関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

(1)「現金・預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「未払手数料」「その他未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

4．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
(1) 現金・預金	948,676	
(2) 未収委託者報酬	68,969	
(3) 未収運用受託報酬	472	
(4) 未収投資助言報酬	11	
資産計	1,018,129	

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
(1) 現金・預金	479,070	
(2) 未収委託者報酬	81,365	
(3) 未収運用受託報酬	430	
資産計	560,866	

(退職給付関係)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1. 採用している退職給付金制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付金制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。
2. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は1,459千円であります。	2. 確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は1,105千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (令和3年3月31日現在)	当事業年度 (令和4年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 繰延税金資産 未払事業税 4,032千円 その他 739千円 繰延税金資産小計 4,772千円 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 - 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 - 評価性引当額小計 - 繰延税金資産合計 4,772千円 繰延税金負債 繰延税金負債合計 - 繰延税金資産(負債)の純額 4,772千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳 繰延税金資産 未払事業税 6,914千円 その他 8,365千円 繰延税金資産小計 15,279千円 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 - 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 - 評価性引当額小計 - 繰延税金資産合計 15,279千円 繰延税金負債 繰延税金負債合計 - 繰延税金資産(負債)の純額 15,279千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 法定実行税率 (調整) 30.62% 評価性引当額増減 13.1% その他 0.06% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 17.58%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。また、顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針5．収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
<p>1.セグメント情報</p> <p>当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2.関連情報</p> <p style="padding-left: 20px;">製品及びサービスごとの情報</p> <p>単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p style="padding-left: 20px;">地域ごとの情報</p> <p>営業収益</p> <p>本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>有形固定資産</p> <p>本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。</p> <p>3.主要な顧客ごとの情報</p> <p>特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>	<p>1.セグメント情報</p> <p>当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2.関連情報</p> <p style="padding-left: 20px;">製品及びサービスごとの情報</p> <p>単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p style="padding-left: 20px;">地域ごとの情報</p> <p>営業収益</p> <p>本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>有形固定資産</p> <p>本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。</p> <p>3.主要な顧客ごとの情報</p> <p>特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>

（関連当事者情報）

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
	SBIホールディ			株式等の保有を通じた	(被所有)	役員の兼務	人件費の立替 (注2)	57,103	その他未払金	4,831

親会社	ングス株式会社	東京都港区	98,711	企業グループの統括・運営等	間接 53.00%	不動産の転貸借 出向等	保証金の 差入 (注2)		差入 保証金	9,041
	モーニングスター 株式会社	東京都港区	2,115	金融情報 サービスの 提供	(被所有) 間接 53.00%	出向等	従業員の 出向 (注3)	3,529	未収入 金	280
							従業員の 出向 (注3)	2,699	その他 未払金	1,132

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

3. 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給料・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会社	SBIボンド・イン ベストメント・マ ネジメント株式 会社	東京都港区	150	投資運用業 及び投資助 言業		出向等 投資システム共同 利用	投資シス テム共同 利用料の 請求 (注2)	5,367	未収入 金	582
	SBIアセットマ ネジメント株式 会社	東京都港区	400	投資運用業 及び投資助 言業		出向等	従業員の 出向 (注3)	840	未収入 金	72
							従業員の 出向 (注3)	12,337	その他 未払金	1,410

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

3. 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給料・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)

モーニングスター株式会社(東京証券取引所に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIホールディ ングス株式会社	東京都港区	99,312	株式等の保 有を通じた 企業グル ープの統括・ 運営等	(被所有) 間接 53.00%	不動産の転貸借 出向等	人件費 の立替 (注2)	49,765	その他 未払金	2,610
							保証金の 差入 (注2)		差入 保証金	9,041
	モーニングスター 株式会社	東京都港区	3,363	金融情報 サービスの 提供	(被所有) 間接 53.00%	出向等	従業員の 出向 (注3)	350	未収入 金	
							従業員の 出向 (注3)	15,492	その他 未払金	1,527

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3. 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給料・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

(イ) 財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社 の子会社	SBI bonds・イン ベストメント・ マネジメント株式 会社	東京都港区	150	投資運用業 及び投資助 言業		出向等 投資システム共同 利用	投資シス テム共同 利用料の 請求 (注2)	8,196	未収入 金	795
	SBIアセットマ ネジメント株式会 社	東京都港区	400	投資運用業 及び投資助 言業	出向等	従業員の 出向 (注3)	258	未収入 金		
						従業員の 出向 (注3)	10,652	その他 未払金	585	

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3. 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給料・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

- SBIホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
- SBIグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
- モーニングスター株式会社（東京証券取引所に上場）
- SBIアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
1株当たり純資産額	70,720円09銭	1株当たり純資産額	130,762円25銭
1株当たり当期純利益金額	43,357円09銭	1株当たり当期純利益金額	60,042円16銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	260,142千円	当期純利益	360,252千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円	普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株主に係る当期純利益	260,142千円	普通株主に係る当期純利益	360,252千円
期中平均株式数	6,000株	期中平均株式数	6,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(参考) 新生インベストメント・マネジメント株式会社の経理状況

当該(参考)において新生インベストメント・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

(1) 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」「(以下「財務諸表等規則」という)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)」「(以下「中間財務諸表等規則」という)第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成されております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度に係る中間会計期間(自2022年4月1日 至2022年9月30日)の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2022年6月7日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の実行責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実行責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年12月6日

新生インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

財務諸表

(1) 貸借対照表

期別		第20期 (2021年3月31日現在)		第21期 (2022年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
預金	3	928,035		1,119,746	
前払費用		9,034		8,219	
未収委託者報酬		304,947		392,027	
未収運用受託報酬		7,802		7,791	
未収収益		4,752		4,951	
立替金		15,344		17,635	
流動資産計		1,269,916		1,550,370	
固定資産					
有形固定資産					
建物	1	21,927		8,611	
器具備品	1	757		4,738	
無形固定資産					
ソフトウェア	2	-		1,425	1,425
投資その他の資産					
差入保証金	3	42,243		25,451	
繰延税金資産		20,733		29,879	
固定資産計		85,661		70,106	
資産合計		1,355,577		1,620,476	

期別		第20期 (2021年3月31日現在)		第21期 (2022年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金		223,924		318,954	
未払手数料	3	157,310		207,242	

その他未払金	3	66,614		111,711	
未払費用			13,284		14,869
未払法人税等			3,109		17,853
未払消費税等			5,743		17,951
賞与引当金			48,505		41,308
役員賞与引当金			6,950		6,713
預り金			12,043		18,127
損失補填引当金			18,202		16,863
流動負債計			331,764		452,641
固定負債					
資産除去債務			32,910		18,418
固定負債計			32,910		18,418
負債合計			364,674		471,060
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		495,903		654,416	
利益剰余金合計			495,903		654,416
株主資本合計			990,903		1,149,416
純資産合計			990,903		1,149,416
負債・純資産合計			1,355,577		1,620,476

(2) 損益計算書

期別		第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		1,388,709		1,850,193	
運用受託報酬		60,662		70,345	
その他営業収益		17,514		18,581	
営業収益計			1,466,886		1,939,121
営業費用					
支払手数料	1	701,924		898,322	
広告宣伝費		9,016		6,316	
調査費					
図書費		317		321	
調査費		203,286		261,578	
委託計算費		59,023		86,715	
営業雑経費					
通信費		1,192		1,198	
印刷費		14,949		9,326	
協会費		2,276		2,127	

その他営業雑経費		12,441		18,475	
営業費用計			1,004,429		1,284,381
一般管理費					
給料					
役員報酬		28,890		29,100	
給料・手当		165,433		162,688	
役員賞与		358		-	
賞与引当金繰入額		48,325		38,468	
役員賞与引当金繰入額		6,950		6,476	
退職給付費用		30,572		28,534	
交際費		33		13	
旅費交通費		2,577		2,367	
租税公課		25,978		37,562	
不動産賃借料		42,885		39,857	
固定資産減価償却費		2,139		1,493	
資産除去債務利息費用		669		619	
諸経費		73,132		86,623	
一般管理費計			427,945		433,805
営業利益			34,510		220,934
営業外収益					
受取利息		1		2	
為替差益		339		264	
営業外収益計			341		266
営業外費用					
損失補填引当金繰入額		18,202		1,346	
営業外費用計			18,202		1,346
経常利益			16,649		219,853
特別損失					
固定資産除却損		-		112	
特別損失計			-		112
税引前当期純利益			16,649		219,740
法人税、住民税及び事業税	1	12,871		70,373	
法人税等調整額		5,124	7,746	9,146	61,227
当期純利益			8,902		158,513

(3) 株主資本等変動計算書

第20期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金				
当期首残高	495,000	487,000	487,000	982,000	982,000
当期変動額					
当期純利益		8,902	8,902	8,902	8,902
当期変動額合計		8,902	8,902	8,902	8,902
当期末残高	495,000	495,903	495,903	990,903	990,903

第21期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位:千円)

株主資本			
------	--	--	--

	資本金	利益剰余金		株主資本合計	純資産合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	495,903	495,903	990,903	990,903
当期変動額					
当期純利益		158,513	158,513	158,513	158,513
当期変動額合計		158,513	158,513	158,513	158,513
当期末残高	495,000	654,416	654,416	1,149,416	1,149,416

〔重要な会計方針〕

項 目	内 容				
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定額法（ただし2016年3月までに取得したのものについては定率法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>8～38年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>5～20年</td> </tr> </table> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	建物	8～38年	器具備品	5～20年
建物	8～38年				
器具備品	5～20年				
2. 引当金の計上基準	<p>賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、従業員及び役員に対する賞与の支給見込額のうち、当会計年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>損失補填引当金 将来において発生する可能性のある損失補填に備えるため、損失の見込額を計上しております。</p>				
3. 収益及び費用の計上基準	<p>顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 委託者報酬 投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っており、委託者報酬は日々の純資産総額に対する一定の報酬率を乗じて計算され、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。当該報酬は信託期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬 顧客との投資一任契約に基づき運用業務等を行っており、運用受託報酬は日々の契約期間の純資産総額等に対する一定の報酬率を乗じて計算され、契約で定められた6カ月毎または12カ月毎の履行期間の翌月末までに受け取ります。当該報酬は契約期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。</p>				
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、当会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>				

5. その他財務諸表作成のための
基本となる重要な事項

連結納税制度の適用

親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果
会計の適用

当社は、翌会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

〔会計方針の変更〕

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第20期 (2021年3月31日現在)	第21期 (2022年3月31日現在)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 26,449千円</p> <p>器具備品 11,651千円</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 26,928千円</p> <p>器具備品 8,690千円</p>
<p>2. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 253,724千円</p> <p>差入保証金 42,243千円</p> <p>未払手数料 53,141千円</p> <p>その他未払金 10,247千円</p>	<p>2. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 75千円</p> <p>3. 関係会社に対する資産及び負債</p> <p>預金 330,999千円</p> <p>差入保証金 25,451千円</p> <p>未払手数料 31,010千円</p> <p>その他未払金 56,554千円</p>

（損益計算書関係）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1. 関係会社との取引 支払手数料 232,588千円 法人税、住民税及び事業税(注) 10,238千円 (注) 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	1. 関係会社との取引 支払手数料 175,665千円 法人税、住民税及び事業税(注) 56,536千円 (注) 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)																				
発行済株式に関する事項	発行済株式に関する事項																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">当会計 年度期首</th> <th style="text-align: center;">増加</th> <th style="text-align: center;">減少</th> <th style="text-align: center;">当会計 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末	普通株式(株)	9,900			9,900	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">株式の種類</th> <th style="text-align: center;">当会計 年度期首</th> <th style="text-align: center;">増加</th> <th style="text-align: center;">減少</th> <th style="text-align: center;">当会計 年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">普通株式(株)</td> <td style="text-align: center;">9,900</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">9,900</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末	普通株式(株)	9,900			9,900
株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	
株式の種類	当会計 年度期首	増加	減少	当会計 年度末																	
普通株式(株)	9,900			9,900																	

（リース取引関係）

第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	第21期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

第20期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	928,035	928,035	-
未収委託者報酬	304,947	304,947	-
資産計	1,232,982	1,232,982	-
未払手数料	157,310	157,310	-
その他未払金	66,614	66,614	-
負債計	223,924	223,924	-

(2) 時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	928,035	-
未収委託者報酬	304,947	-
合計	1,232,982	-

第21期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われ

る未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

預金、未収委託者報酬、未払手数料及びその他未払金については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（有価証券関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客ごとの情報 投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。</p>	<p>1. セグメント情報 当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 関連情報 (1) サービスごとの情報 資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。 (3) 主要な顧客ごとの情報 投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。</p>

（資産除去債務関係）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	見積りの変更による増減額	期末残高
32,241		669		32,910

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

当会計年度において、資産の除去時点において必要とされる除去費用が当初見積額を下回る見込みであることが明らかになったことから、変更前の資産除去債務残高に見積りの変更による影響額15,111千円を減算しております。

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	見積りの変更による増減額	期末残高
32,910		619	15,111	18,418

(関連当事者情報)

第20期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社新生銀行	東京都中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	232,588	未払手数料	53,141
							連結法人税額のうち連結納税親会社への支出	10,238	その他未払金	10,238

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第21期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
----	--------	-----	---------------	-----------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	162,779	未払 手数料	14,124
							連結法人税額 のうち連結納 税親会社への 支出	56,536	その他 未払金	56,536

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIホールディングス株式会社 (東京証券取引所プライム市場に上場)

SBI地銀ホールディングス株式会社 (東京証券取引所プライム市場に上場)

株式会社新生銀行 (東京証券取引所スタンダード市場に上場)

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第20期 (2021年3月31日)	第21期 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	17,807千円	17,807千円
未払事業税	884千円	3,937千円
未払事業所税	259千円	234千円
賞与引当金等	17,059千円	14,518千円
資産除去債務	10,077千円	5,639千円
損失補填引当金	5,573千円	5,163千円
その他	2,104千円	2,483千円
繰延税金資産小計	53,765千円	49,785千円
税務上の繰越欠損金に係る		
評価性引当額	17,807千円	13,990千円
将来減算一時差異等の合計に係る		
評価性引当額	10,353千円	5,915千円
評価性引当額小計(注1)	28,160千円	19,906千円
繰延税金資産合計	25,604千円	29,879千円
繰延税金負債		
建物(除去費用)	4,734千円	千円
その他	137千円	千円
繰延税金負債合計	4,871千円	千円
差引：繰延税金資産の純額	20,733千円	29,879千円

(注) 1. 評価性引当額が8,254千円減少しております。この減少の主な要因は、資産除去債務に係る評価性引当額が減少したこと及び税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第20期(2021年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)		8,403	9,403				17,807
評価性引当額		8,403	9,403				17,807
繰延税金資産							

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第21期(2022年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	8,403	9,403					17,807
評価性引当額	4,586	9,403					13,990
繰延税金資産	3,816						3,816

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第20期 (2021年3月31日)	第21期 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
住民税均等割	1.74%	0.13%
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.84%	0.94%
評価性引当額の増減	1.23%	3.76%
その他	0.09%	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.53%	27.86%

(収益認識関係)

第21期(自2021年4月1日至2022年3月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、重要な会計方針「3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たっては、実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(退職給付関係)

第20期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第21期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

(1株当たり情報)

第20期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第21期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
1株当たり純資産額 100,091円23銭 1株当たり当期純利益 899円27銭	1株当たり純資産額 116,102円68銭 1株当たり当期純利益 16,011円44銭
(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものであります。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。

（重要な後発事象）

第21期 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

期 別		当中間会計期間末 （2022年9月30日現在）	
科目	注記 番号	金額（千円）	
（資産の部）			
流動資産			
預金			1,116,698
前払費用			7,467
未収委託者報酬			366,754
未収運用受託報酬			11,444
未収収益			4,377
立替金			17,576
流動資産計			1,524,318
固定資産			
有形固定資産			
建物	1	8,163	
器具備品	1	4,385	
無形固定資産			1,275
ソフトウェア	2	1,275	
投資その他の資産			45,166
差入保証金		23,935	
繰延税金資産		21,230	
固定資産計			58,990
資産合計			1,583,309

期 別		当中間会計期間末 （2022年9月30日現在）	
科目	注記 番号	金額（千円）	
（負債の部）			
流動負債			
未払金			241,299
未払手数料		197,766	
その他未払金		43,533	
未払費用			20,021

未払法人税等			14,649
未払消費税等			12,834
賞与引当金			22,476
預り金			15,946
流動負債計			327,228
固定負債			
資産除去債務			18,609
固定負債計			18,609
負債合計			345,838
(純資産の部)			
株主資本			
資本金			495,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		742,471	
利益剰余金合計			742,471
株主資本合計			1,237,471
純資産合計			1,237,471
負債・純資産合計			1,583,309

(2) 中間損益計算書

期 別		当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
科目	注記 番号	金額(千円)	
営業収益			
委託者報酬		925,389	
運用受託報酬		37,188	
その他営業収益		8,981	
営業収益計			971,560
営業費用			
支払手数料		458,661	
広告宣伝費		4,185	
調査費			
図書費		169	
調査費		123,587	
委託計算費		34,693	
営業雑経費			
通信費		743	
印刷費		5,005	
協会費		1,164	
その他営業雑経費		6,698	
営業費用計			634,908
一般管理費			
給料			
役員報酬		18,370	
給料・手当		86,307	

賞与引当金繰入額		21,171	
退職給付費用		13,498	
旅費交通費		1,175	
租税公課		16,688	
不動産賃借料		12,355	
固定資産減価償却費	1	950	
資産除去債務利息費用		191	
諸経費		44,383	
一般管理費計			215,091
営業利益			121,559
営業外収益			
受取利息		1	
役員賞与引当金戻入益		277	
営業外収益計			278
営業外費用			
為替差損		178	
過剰金		14,000	
営業外費用計			14,178
経常利益			107,659
特別損失			
固定資産除却損		0	
特別損失計			0
税引前中間純利益			107,659
法人税、住民税及び事業税		10,956	
法人税等調整額		8,649	19,605
中間純利益			88,054

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当期首残高	495,000	654,416	654,416	1,149,416	1,149,416
当中間期変動額					
中間純利益		88,054	88,054	88,054	88,054
当中間期変動額合計		88,054	88,054	88,054	88,054
当中間期末残高	495,000	742,471	742,471	1,237,471	1,237,471

〔重要な会計方針〕

項目	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
----	--

1. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産</p> <p>定額法（ただし2016年3月までに取得したのものについては定率法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>8～38年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>5～20年</td> </tr> </table> <p>無形固定資産</p> <p>定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	建物	8～38年	器具備品	5～20年
建物	8～38年				
器具備品	5～20年				
2. 引当金の計上基準	<p>賞与引当金</p> <p>従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>				
3. 収益及び費用の計上基準	<p>顧客との契約から生じる収益に関する主要な収益における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 委託者報酬</p> <p>投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っており、委託者報酬は日々の純資産総額に対する一定の報酬率を乗じて計算され、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに受け取ります。当該報酬は信託期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬</p> <p>顧客との投資一任契約に基づき運用業務等を行っており、運用受託報酬は日々の契約期間の純資産総額等に対する一定の報酬率を乗じて計算され、契約で定められた6カ月毎または12カ月毎の履行期間の翌月末までに受け取ります。当該報酬は契約期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。</p>				
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>				
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>グループ通算制度の適用</p> <p>親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、グループ通算制度を適用しております。</p> <p>当社は、当中間会計期間の期首から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下、「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。</p>				

〔会計方針の変更〕

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

〔注記事項〕

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2022年9月30日現在)	
1.	有形固定資産の減価償却累計額
	建物 27,376 千円
	器具備品 8,569 千円
2.	無形固定資産の減価償却累計額
	ソフトウェア 225 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1.	減価償却実施額
	有形固定資産 800 千円
	無形固定資産 150 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)				
1.	発行済株式の種類及び総数に関する事項			
	株式の種類	当会計年度期首	増加	減少
	普通株式(株)	9,900		
				当中間会計期間末
				9,900
2.	自己株式に関する事項 該当事項はありません。			
3.	新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。			
4.	配当に関する事項 該当事項はありません。			

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
該当事項はありません。	

（金融商品関係）

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

預金、未収委託者報酬及び未払手数料については、短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末 (2022年9月30日現在)
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 (2022年9月30日現在)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上知り得ないため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

期首残高	有形固定資産の取得 に伴う増加額	時の経過による調整額	当中間会計期間末残高
18,418		191	18,609

（収益認識関係）

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1株当たり純資産額	124,997 円 07 銭
1株当たり中間純利益	8,894 円 39 銭
(注)	
1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純利益	88,054 千円
普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る中間利益	88,054 千円
期中平均株式数	9,900 株

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
(主要株主の異動)	
当社の完全親会社である株式会社新生銀行は、2022年10月3日付で、保有する当社の全株式をモーニングスター株式会社に譲渡いたしました。	
(資金貸付に係る契約実行)	
当社は、2022年11月14日開催の取締役会において、モーニングスター株式会社に対して、グループ内での資金管理最適化を目的とした貸付を行う事を決議し、2022年11月25日付で実行いたしました。	
(契約の内容)	
1. 貸付先	モーニングスター株式会社
2. 貸付金額	800,000千円
3. 貸付金利	年1.475%
4. 契約締結日	2022年11月14日
5. 貸付実行日	2022年11月25日
6. 貸付期間	2022年11月25日から2023年6月30日
7. 担保の状況	無担保、無保証

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間
(2022年9月30日)

資産の部

流動資産	
現金・預金	490,050
短期貸付金	2,300,000
前払費用	60,383
未収委託者報酬	934,144
未収運用受託報酬	33,785
その他	16,611
流動資産合計	3,834,974
固定資産	
有形固定資産	
建物	1 27,120
器具備品	1 3,177
有形固定資産合計	30,297
無形固定資産	
商標権	1,250
ソフトウェア	23,984
その他	67
無形固定資産合計	25,302
投資その他の資産	
投資有価証券	934,051
関係会社株式	22,031
繰延税金資産	211,548
その他	29,479
投資その他の資産合計	1,197,111
固定資産合計	1,252,710
繰延資産	
株式交付費	3,412
繰延資産合計	3,412
資産合計	5,091,098

(単位：千円)

当中間会計期間
(2022年9月30日)

負債の部

流動負債

預り金	119,122
未払金	619,254
未払手数料	468,883
その他未払金	150,371
未払法人税等	132,241
未払消費税等	2 24,920
その他	1,188
流動負債合計	896,728

負債合計

896,728

純資産の部

株主資本

資本金	400,200
資本剰余金	
その他資本剰余金	3,352,137
資本剰余金合計	3,352,137

利益剰余金

利益準備金	100,050
その他利益剰余金	

繰越利益剰余金	552,937
利益剰余金合計	652,987
株主資本合計	4,405,325
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	210,955
評価・換算差額等合計	210,955
純資産合計	4,194,369
負債純資産合計	5,091,098

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2022年4月1日
至 2022年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	1,556,799
運用受託報酬	25,287
営業収益計	1,582,086
営業費用	
支払手数料	809,154
広告宣伝費	2,614
委託調査費	40,572
委託計算費	149,751
営業雑経費	15,003
通信費	330
印刷費	11,815
協会費	2,830
諸会費	27
営業費用計	1,017,096
一般管理費	
給料	100,314
役員報酬	16,258
給料・手当	76,532
賞与	7,523
福利厚生費	12,222
交際費	1
寄付金	2,352
旅費交通費	312
租税公課	13,551
不動産賃料	7,760
退職給付費用	1,922
固定資産減価償却費	3,656
消耗品費	760
事務委託費	18,679
諸経費	7,624
一般管理費計	169,160
営業利益	395,829
営業外収益	
受取利息	3,897
受取配当金	53,400
その他	1
営業外収益計	57,299
営業外費用	
為替差損	488
株式交付費償却	758
雑損失	251
営業外費用計	1,498
経常利益	451,630

(単位：千円)

当中間会計期間

(自 2022年 4月 1日
至 2022年 9月 30日)

税引前中間純利益	451,630
法人税、住民税及び事業税	128,611
法人税等調整額	10,175
法人税等合計	138,786
中間純利益	312,843

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2022年 4月 1日 至 2022年 9月 30日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	400,200	1,350,000	1,350,000	100,050	240,094	340,144	2,090,344
当中間期変動額							
合併による増加		2,002,137	2,002,137				2,002,137
中間純利益					312,843	312,843	312,843
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計		2,002,137	2,002,137		312,843	312,843	2,314,981
当中間期末残高	400,200	3,352,137	3,352,137	100,050	552,937	652,987	4,405,325

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	135,145	135,145	1,955,198
当中間期変動額			
合併による増加			2,002,137
中間純利益			312,843
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	75,810	75,810	75,810
当中間期変動額合計	75,810	75,810	2,239,171
当中間期末残高	210,955	210,955	4,194,369

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8 - 18年、器具備品が3 - 15年であります。

無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。
運用受託報酬	投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。

5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費 3年間で均等償却しております。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当中間会計期間 (2022年9月30日)
建物	7,717千円
器具備品	7,446千円

2 消費税及び地方消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額

当中間会計期間
(自 2022年4月1日
至 2022年9月30日)

有形固定資産	1,566千円
無形固定資産	2,089千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	増加株式数	減少株式数	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	57,400	1,042,011		1,099,411

(注1) 当社は、2022年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

これに伴い、普通株式の発行済株式総数は、516,600株増加いたしました。

(注2) 2022年8月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、525,411株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません（注2・参照）。また、「現金・預金」「短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間（2022年9月30日）

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	934,051	934,051	
資産計	934,051	934,051	
デリバティブ取引(注1)	251	251	

(注) 1. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)

関係会社株式 子会社株式	22,031
-----------------	--------

(注) 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間（2022年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
投資信託		934,051		934,051
デリバティブ取引				
指数先物関連		251		251
資産計		933,799		933,799

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づいて算定されており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)
----	--------------------

子会社株式	22,031
-------	--------

2. その他有価証券

当中間会計期間（2022年9月30日）

区分		中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	1,391	1,100	291
	小計	1,391	1,100	291
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式			
	(2)債券			
	(3)その他	932,660	1,237,010	304,349
	小計	932,660	1,237,010	304,349
合計		934,051	1,238,110	304,058

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（2022年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等 （千円）	契約額等の うち1年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引	指数先物取引 買建	8,516		251	251
合計		8,516		251	251

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2022年7月29日の臨時株主総会において、当社を吸収合併存続会社とし、同一の親会社を持つ会社であるSBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社ならびにSBI地方創生アセットマネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約の締結を承認決議し、効力発生日である2022年8月1日付をもって吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

存続会社：当社

消滅会社：SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社

SBI地方創生アセットマネジメント株式会社

なお、事業の内容は、いずれも投資運用業を主とする金融商品取引業であります。

(2) 企業結合日

2022年8月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社とし、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社ならびにSBI地方創生アセットマネジメント株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併。

(4) 結合後企業の名称

SBIアセットマネジメント株式会社

(5) 取引の目的

アセットマネジメント事業3社の経営資源を統合することにより、業務の効率化と収益力および組織体制の一層の強化を図ることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

(収益認識関係)

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。また、顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

当中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)

(セグメント情報)

当社の事業は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (2022年9月30日)
1株当たり純資産額	3,815円10銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額(千円)	4,194,369
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額(千円)	4,194,369
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数(株)	1,099,411

(注) . 当社は、2022年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

当期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株あたり純資産を算定しております。

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	417円60銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額(千円)	312,843
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	312,843
普通株式の期中平均株式数(株)	749,137

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 当社は、2022年7月28日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。

当期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株あたり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、その他の重要事項

定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

その他の重要事項

SBIアセットマネジメント株式会社は、2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をいたしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のSBIアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

(2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2022年9月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円(2022年9月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2022年9月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券 1	48,323百万円	

立花証券株式会社	6,695百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
第四北越証券株式会社	600百万円	
フィデリティ証券株式会社	11,757百万円	
マネックス証券株式会社 1	12,200百万円	
楽天証券株式会社	19,495百万円	
リーディング証券株式会社 2	550百万円	
リテラ・クリア証券株式会社 3	3,794百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
スルガ銀行株式会社 3	30,043百万円	

- 1 株式会社SBI証券およびマネックス証券株式会社は、株式会社SBI新生銀行との金融商品仲介業務における業務提携に伴い、株式会社SBI新生銀行に募集の取扱いを委託します。
- 2 株式&通貨コースのみの取扱いとなります。
- 3 株式コースのみの取扱いとなります。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 8月 4日	臨時報告書
2022年10月26日	有価証券届出書
2022年10月26日	有価証券報告書
2022年11月 7日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村尚子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	郷右近 隆也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和5年4月6日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コースの令和4年7月27日から令和5年1月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コースの令和5年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあ

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和5年4月6日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和政
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コースの令和4年7月27日から令和5年1月26日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式&通貨コースの令和5年1月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあ

る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月24日

SBIアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 郷右近 隆也
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2.XBRLデータは中間監査の対象に含まれておりません。